
平成27年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成27年6月11日 (木曜日)

議事日程(2)

平成27年6月11日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (11名)

1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 5番 刀根 正幸
6番 妹川 征男 7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道 9番 辻本 一夫
10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【欠席議員】 (1名)

4番 内海 猛年

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|----------|-------|---------|------|
| 町長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 鶴原洋一 | 教育長 | 中島幸男 |
| モーターボート競走事業管理者 | 大長光信行 | 会計管理者 | 村尾正一 | 総務課長 | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長 | 柴田敬三 | 財政課長 | 藤崎隆好 | 都市整備課長 | 松浦敏幸 |
| 税務課長 | 縄田孝志 | 環境住宅課長 | 入江真二 | 住民課長 | 池上亮吉 |
| 福祉課長 | 吉永博幸 | 健康・こども課長 | 武谷久美子 | 地域づくり課長 | 井上康治 |
| 学校教育課長 | 岡本正美 | 生涯学習課長 | 本石美香 | 競艇事業局次長 | 中西新吾 |
| 企画課長 | 濱村昭敏 | 事業課長 | 木本拓也 | | |

【 傍 聴 者 数 】 28名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 11 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。皆さんおはようございます。事前に配付しております一般質問通告書に基づいて説明をしていきます。

1 番目は、公共交通体系の見直しについてということでございます。公共交通は町民の生活基盤であり、お年寄りや通勤・通学者の声を反映した交通体系の整備を図る必要があると。2 月にですね、山鹿地区 5 カ所でしたでしょうか。この件についての町の主催による説明会が、区での説明会等がありまして、懇談会ですね。そういうことを反映して、私もつくづくその独居生活の方や免許証を持たない方々の気持ちをですね、身をもって知ることができました。そういう意味で①芦屋タウンバス、はまゆう・遠賀川駅線に関する意見交換会が、2 月に山鹿地区 5 カ所で実施されたが、どう総括されたのか。まずここからいきたいと思います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、芦屋タウンバスに関する地域意見交換会が実施されたということで、回答いたします。まず、その地域意見交換会。はまゆう区の所で妹川議員も参加していただきました。本当にありがとうございました。

今年 2 月に山鹿地区の 5 自治区で開催いたしました地域意見交換会、これは、運行開始から 1 年 8 カ月経過しておりますタウンバスの利用者数が、以前の北九州市営バスが運行していた当時より減少傾向であると。このため地域の住民の方に、タウンバスの利用状況、それと経営状況を知っていただくこと、あわせて、地域の方からタウンバスに対する御意見や御要望を伺うことによって、タウンバスの利用促進策を地域の方と一緒に検討しようという目的で開催しております。

2月に実施しました意見交換会は、はまゆう区、田屋区、正津ヶ浜区、柏原区、丸の内区の5自治区で開催し、延べ合計55名の方に参加していただいております。意見交換会の内容としましては、地域の現状、利用状況、これらを説明し、最後に参加された住民の方々から公共交通の利用状況についての御意見をいただいております。

その意見交換会の内容、それと皆様からいただいた御意見につきましては、地域意見交換会通信としてまとめて、5自治区の皆様に回覧として報告し、第2回の意見交換会についての御案内もしております。議員御質問にあります、「意見交換会をどう総括したのか。」でございますが、町としては、引き続きこの意見交換会を実施する予定でございます。次回は、住民の方の買い物や通院等の移動の特性と申しますか、どのようなニーズをお持ちなのかということ把握したいと。そういう目的で皆様から御意見を伺い、それらの意見をもとにタウンバスの利用促進に取り組みたいというふうを考えておりますので、現在、次回開催を6月末ごろの日程で、5区の区長さんと調整しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

昨日の町長の施政方針の中にもですね、非常に、7点目に暮らし満足度アップへの取り組みということで、公共交通体系につきましてはということで、この分野での改善要望が多くあります。地域住民の皆様や利用者の声を聞きながら改善策を検討してまいります、というような非常に前向きですね、方針が出されましたので、私も大変安堵しているところです。ぜひですね、前向きにやっていただきたいと思います。

その中であってですね、山鹿地区の方々はどうしても生活圏は折尾、黒崎方面が多いんですね。タウンバスで行けば、遠賀川駅を目指して行くわけですが、そのために山鹿のバス停で、その優遇措置として30円だけで乗りかえて、折尾のほうに行く。そういうようなルートになっておりますけども、あまりにもやはり本数がですね、1本ふえて9本でしたか。そういう中であって、やはり生活圏は折尾、黒崎方面であるということから考えればですね、タウンバスを乗りかえのところの9本をもう少し増便できないのかというような考え方。ないしは、北九州市営バス路線を復活してもらえないだろうかというような声が強いですが、この辺については今度の地区の夏ごろですか。説明会のときには、どのような、この点についてはどのようなことを話をされるでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

実際にその2月の意見交換会の中でも、やはり山鹿地区の方は高須、折尾方面に行きたいんだという声は実際に上がっておりますし、24年3月に策定しました、地域公共交通確保維持計画のアンケート結果についても、芦屋町全体としても、通勤・通学の移動先というのは、北九州方面がやっぱり圧倒的に多いという結果は我々も把握しているところでございます。しかし、市営バスがこの先その運行について収支がなかなか上がらないという理由で廃止になり、その廃止に当たっては、当時市営バスを利用されている方のアンケートの結果とかも取りまして、タウンバスを延長しております。このタウンバスを延長するときにも「我々はやっぱり遠賀川に行きたくない。折尾のほうに行きたいんだ。」という声もありましたが、実際には市営バスが、芦屋のほうから高須・折尾方面に行っておりますので、同じ方向に違うバスの路線が競合するというのは、やはり運輸局としてもなかなか許可が下りないという状況でしたので、現在のようにタウンバスを山鹿路線に延長した。こういうことでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

町の財政的な問題とか、仮にそういう増便をしたり、北九州市営バスを投じたところ、なかなか乗ってくれる方々が非常に少ないという事情もよくわかります。しかし、やはり、今、少子高齢化を迎えるに当たってですね、人口減に歯どめがかからないような状況の中に、公共交通の充足率の低下はその自治体における経済活動とか福祉教育環境施策も悪化の道をたどり、自治体そのものが衰退していく。今、言われている、日本創成会議が言われているような、ひいては自治体の消滅につながるというようなことまで言われております。やはり公共交通の基盤を充実させること。今、芦屋町は非常に収支率がですね、県下でも高いと。こういうふうにおっしゃってましたね。そういう意味で、収支率が少し下がってもですね、そういうバスを利用する方々の高齢者の方々。そして、高校に行く子供たち。それから、通学・通勤をされる方々の方々のですね、十分な配慮をですね、ぜひそういうところを考えながら、今度の次の自治体の説明会なりをですね、していただけたらと思います。またこれ、私の考えであり、意見であります。

それと、③と④についてはちょっと時間の関係でこれは省略させていただきます。申しわけありません。

それで、次は2ですけど、バス通学児童の保護者負担についてということで、①児童の徒歩通学は教育的観点から見て、どのような効果がありますかということなんです。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

歩くことで、いわゆる鍛錬とのことも考えられ、身体、精神的にもタフな子供に育つ。また、地域の建物、土地の位置関係を学ぶだけではなく、季節における自然環境の変化や、道路における安全・安心な通行、車などの危険性、危ない箇所での注意すべきことなど、子供の時に学習することはたくさんあります。このような経験により、社会人として必要な一般的知識が身につくものと思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

学習指導要領によればですね、今おっしゃったような中身ではあると思います。学習指導要領では生きる力というものについてですね、出ているわけですけど。知・徳・体のバランスの取れた力。変化の激しいこれらの社会を生きるために確かな学力。そして豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切ですよということを言われております。まさにですね、私たちが小さいころに皆さん方もそうですが、集団登下校をやっていましたし、徒歩通学ですね。今、自然とか言われましたが、私たちが小さいころは、同級生やそして、上級生、同級生、下級生とともにですね、ともに歩いて登校していたんですけど。私は男ですから、ザリガニをとってみたり、トンボをとってみたりですね、道草をしながら。女の子は野の花を取りながら、道草をしながら、学校には行って、帰りにはゆっくりとですね、帰ってきた。その中で子供同士のコミュニケーション、そういうものがとられてきたと思われるんですが、そういう今、集団生活、集団登下校というのはなかなかありませんが、はまゆう団地の子供たちは、今、8名くらいおりますが、大体4人ぐらいと3人ぐらいとそういう形で自然とですね、まあ子供会はありませんけれど、まあそうやって行っております。

そういう意味でですね、こういう、学校としては先日の浜運動会のときの校長の話でもですね、壇上から、また秋には運動会があるということで、ぜひですね、登下校については徒歩で来ていただきたい。車でですね、見送り、送りはできるだけ控えてほしいということを切に訴えられておりました。まさしくそうですね。保護者の方ではですね、その知・徳・体とかいう言葉は知らなくても、やはり自然と身についたものだと思うんですね。だからそういう、校長の言われたことについては、十分に御理解していただいていると思います。

そういうように、登下校については徒歩通学ということをして学校で、また教育委員会でも指導な

さっておると思いますが、2番目の芦屋東小に通う粟屋・大城地区児童の通学方法として、バス通学を認めている。その理由と経緯は何でしょうかということです。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

はっきりとわかりませんが、今の役場の所に芦屋小学校が建っていたころから、粟屋・大城地区の子供は、バス通学をしていたと聞いています。昭和49年度に芦屋東小学校が、芦屋小学校より分離しましたが、そのままバス通学が残ったものと思われます。ちなみに粟屋・大城地区のリハビリセンターから芦屋東小学校までの距離は、約2.7キロ、江川台区の高須に近い所から山鹿小学校までは、約2.5キロメートル、はまゆう団地の遠い場所から山鹿小学校までは、約1.4キロメートルとなっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

では、昭和49年からということですね。今、私が粟屋・大城の地区の家庭にですね、ないしは子供さんに会って話を聞いたりしたときに、当時、かなり古い当時は、子供たち、保護者にですね、非常に危険ですし、遠距離でもあるし、あのころはボート場が渋滞をするような時期だったんでしょうか。バス通学を認める。ないしは乗り降りですね、指導までされて自分たちは乗ってきたというような方々もおるわけで、そういう方々が、今、もう孫の子供たちがおるわけですけど、自然とそのままの状況が続いてきているわけですけど。今の教育的な配慮、いわゆる生きる力ということを考えれば、バス通学が非常にこう矛盾しているわけですけど、そうせざるを得ない状況があるんじゃないかと思うんですね、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

その点につきましてはですね、郡内でも岡垣町がですね、松ヶ台の開発に伴って、本来やったら海老津小学校に通うようになるんですが、校舎が不足しているということで、山田小学校のほうに通うという決定をしたときにですね、バス通学を認めたと。それに対する定期の2分の1を補助したという分があります。郡内では岡垣町だけです。他のこういった補助関係につきましては調べましたが、なかなかほかのところでは数が少なくあります。当然、こういった2キロ以上ですか、岡垣町についても2キロ以上の分を対象にしているんですが、バス通学については、バス

の便数も含めてですね、考慮していかなければいけないなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ3番目にですね、栗屋・大城地区の児童数及びバス通学の児童数及び保護者の経済的負担額はということでこの辺をお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

当地区の児童数は37名で、毎日バスを利用している子どもは25名で、定期代は1カ月で3,310円。3カ月で9,420円となっています。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ、今、3人子供さんがおられるところ、2人おられるところは、何世帯ありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

兄弟2人がですね、5組10人。3人兄弟が1組3人でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

そうしますと、大体、1カ月、3カ月という計算で言われましたが、年間約3万円から超えますね。そうしますと、3人の子供さんがおるところは10万円を超えてしまいますね。このようなこと、私、3月議会の益田議員がこの議場で話をされたときにですね、定期券代を保護者が全額負担しているのかとびっくりいたしましたね。なぜそんなことが延々と、長い40年近くもされていたんだろうかということで、学校にも、東小にも行きましたし、それから区長さんにもちょっと電話でしたけど話をしたり、地域の方々と話をしましたが、やはりそういう声はやっぱり保護者負担をやっていただきたい。半額でも。全額はともかくですね。そういう声は圧倒的に強かったですね。私はそういう意味において、じゃあなぜ栗屋・大城の人がどうやって徒歩通学す

るとすれば、どうなるんだろうかということであれば、国道495号線を通る。交通量は多い。スピードを出す車も非常に多い。しかも競艇事業における外向け発売所もあることから、車の通行量は多くて、非常に児童は車両による危険にさらされているわけですね。それと不審者情報もたびたびある。これは私が地域の方々、区長さんから聞いた話です。そういう意味で、じゃあ区長としてですね、また保護者としてこういう声を学校のほうに上げたことはあるんですかと。学校は教育委員会、行政に上げたことがあるんですか。ということが課長が言われるように、自分の担当期間においては、そういう声は上がってはいないと。学校としてもですね、こうやって保護者軽減負担になれば、非常に保護者の方も喜ばれるでしょうし、ということも言われましたし、区長さんのほうもですね、やはりそういう声があることは聞いていますけど、諦めですねと。もう諦めているということでした。

私は思うにはですね、やはり岡垣町の補助金交付要綱にはこう書かれています。これ平成14年から実施しているんですね。「第1条には通学時の児童の安全性を確保することを目的に、小学校遠距離通学の支援を図るため、通学定期の購入に対する補助について必要な事項を定めるものとする。」小学校が五つありますが、対象の学校は三つあります。今、先ほど課長が言われたことも一つですけれど。私が思うには、やはり、よく町長もまた町としてですね、言われています。

「子供は芦屋町の宝。ひいては日本の宝。」私はそう思っています。それで、芦屋町の子供は芦屋町で育てると声高々に言われていますから、そのとおりです。子育て支援策の一環としてこれを考慮すべきではないか。

憲法第26条にはこう書かれています。全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があります。義務教育はこれを無償とする。私は血の通った教育行政を行うためにもですね、早急に検討してみる価値があるのではないかと。町長の施政方針の中にもですね、このことには検討していきたいということが書かれてありますから。それで私が思うには、行政がですね、学校とそして関係する保護者と一堂に会して、そして地区懇談会などの開催を求めているかがかと思っております。校長にもですね、そういう何と言いましょうか、栗屋・大城区の子供たちを一堂に会して、保護者をですね、集めて、その辺のところを懇談会を試みたらいかがですかというように言ってみたんですが、なんせ一クラスに一人いるかいないかの状態でもありますし、だからその学校でクラス会は持つことはちょっと無理ですねとおっしゃっていましたけれど。そういう意味で、今言った地区懇談会などを求めていますね、早急に取り組んでいただきたいのではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

この件に関しましては、もう少し時間をかけさせていただいてですね、調査・研究させていただきたいなというふうに思っています。先ほど、通学距離のことをお話しましたが、というのは、粟屋・大城地区だけじゃないんですよ。ほかの地区の子供もいますし、岡垣町以外の通学補助をしているところも大分県内にもあります。そういったところは僻地の遠距離通学の補助ということで、バス通学だけでなくですね、自動車で送る人に対しても補助を出しているというようなこともございますので、そのあたりにつきまして、総合的にですね、研究したいと思います。

以上でございます。

議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

県内ではですね、嘉麻市立嘉麻小学校、稲築西小学校、そういうところがありますね。朝倉市も合併を通して、小学校が遠くなるというような形で、そういう条例ができていますね。それから補助、ここには朝倉市立小中学校児童生徒の通学費補助金交付要綱というのが平成18年にできております。ぜひですね、そういう形で検討していただきたいと。私、ここ遠距離通学する粟屋・大城区の児童の保護者の経済的負担を軽減するため補助金を交付し、もって義務教育の円滑な実施に資する必要があるというふうに思っています。何もですね、江川台は確かに2キロ以上あります。江川台は2キロ以上はあってもバスは通っていません。乗れません。そして、そういう不平・不満は出ないと思うんですよ。やっぱり知・徳・体の精神でもって子供たちは集団登下校すべきだとか、やはり徒歩で歩くのが正常だと思っただけの方がおられますから、粟屋・大城のほうがやはり特別な扱いでですね、非常に車の危険性。そういうことを考えれば、不平・不満は出ることはなかろうかと思っております。以上です。

じゃあ、次に行きます。3番目の件名、芦屋中央病院建てかえについてということで、芦屋中央病院建てかえについて、「反対である。」「財政的破綻を来す。」「よくわからない。」という町民の声が圧倒的であり、積極的な賛成者は少ない。また、薬局は院内薬局を望む声大きいというふうに言われています。これは先ほども言ったように、私はニュースレターを持ってあちこちに回って、私のニュースレターの説明をしたり、また住民の声を聞いたりするわけですけど、芦屋中央病院建てかえについてもですね、「妹川議員は病院建てかえについてどう思いますか。」と問われるわけですね。粟屋・大城区の皆さんは、もうほとんど反対が多いですね。なぜか。「もう、遠賀、岡垣にたくさん病院があるではありませんか。」と。でも私は、「いや病院は必要だと思いますよ。やはり137ベッド数はですね、必要だと思うし、そういう病院に入れられても、すぐに2週間、3週間で退院させられる。そういう意味では芦屋中央病院とベッドがあるところが安心されるんじゃないですか。」と言ったところでもですね、やっぱり反対が多いんですね。私は芦

屋町の病院が本当に必要だという町長の選挙のときのパンフレットなんかに書かれてありますけど、もっともってですね、必要性があるならば、そこら辺をシンポジウムを開くなり、そして、あのパンフレットに書かれていること。それから櫻井院長が書かれている、芦屋広報の中に書かれてあることについて、もっともって討論をするべきではないかと思っているわけですね。そして「財政的破綻を来す。」「よくわからない。」という方が非常に多いです。

私はこういうことを考えたときにですね、町民不在の病院かと。行政主導型の病院かと。というようなことを考えたりします。私は、病院そのものは必要だとは思いますが、あまりにも財政的にあんな大型のプロジェクトをつくる必要があるのかという疑問もありますし、それから、今言いました、院外薬局の問題は非常に今、インターネットでもたくさん載っていますね。院外薬局の問題点、暴露するとかいってですね、まあそういう形で今、少しずつ変わりつつあって、敷地内、病院内の敷地内でも薬局は建てられるような状況になりつつあるということも先日のテレビでも出ておりました。独法の中央病院もその辺は検討されていると思いますが、いかがでしょう。住民投票条例を制定し、賛否を問うということを知りたいんですが、今、町民の中にはですね、住民投票、それから国民投票ということについては、非常に認識が高まってきています。先月でしたか、大阪都構想の賛否を問う住民投票。橋下徹大阪市長のあの住民投票ですね。それから外国でもさまざまな国民投票を実施しております。イギリスとスコットランドの独立問題についての国民投票。同姓婚を法的に認めるための国民投票も実施したアイルランドですね。まあそういうことを考えたときに、町長や櫻井院長、町が言うところの病院の必要性というものは、やはり町民に考えさせる。そして病院は町民のための病院ですよ。ということをお訴えられながら、また一方では、反対する方々もおられるでしょうけど、その辺を議論を通して住民投票を制定してですね、賛否を問う意思はございませんか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

お答えいたします。

老朽化しております芦屋中央病院をどのようにしていくかについては、平成23年9月の議会でこれを検討する付属機関を設置して、検討することになったというのが公になった最初でございます。それからこれまで、各界の専門家や住民の皆さんによる芦屋中央病院事業検討委員会そして、芦屋中央病院経営形態検討委員会の答申や新病院基本計画の策定など節目、節目で議会に御報告するとともに、広報では5回、病院広報でも住民の皆さんに周知、説明を行ってきております。また住民説明会も2度行っております。

1度目は主に移転建てかえについて町の方向性といいますか、素案についての説明を町内3カ

所で行いました。2度目は新病院基本計画の素案ということで、移転建てかえを含め、どのような病院にしていくかについての住民説明会を町内30の全自治区を訪問して説明するとともに、山鹿部と芦屋部で別途住民説明会も開催しております。この説明会のほか、新病院基本計画の素案についてパブリックコメントを行い、意見聴取に努めてまいりました。このような中で、計画などに反対する御意見はあまり見受けられず、おおむね御理解をいただけたと思っております。

議会では24年6月に芦屋中央病院調査特別委員会が設置され、137床の堅持と医療を提供し続ける旨の報告がなされました。予算面では既に新病院建設に係る基本及び実施設計委託費など予算案の議決もいただき、近々基本計画をまとめる運びになります。

このように新病院に関することは約4年間にわたり、手順を踏んで着実に進めてきたものと考えております。つきましては、具体的にどのような住民投票を実施したいと思っておられるのかわかりませんが、このような丁寧な手続、経緯によりまとめたものでございますので、議員の御質問である住民投票を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

4年間の取り組みをるる説明を受けたわけですけども、まあ九十三、何%の方々が賛成であると。どちらかといえば賛成であるという九十三、何%を金科玉条にしながらですね、先にありき建設、新病院建てかえありきという中で進められてきたと。私はその都度、議案に対しては反対をしてまいりました。それだけのことをですね、るる言われたことをやられていながら、どうして町民的合意がないのか。町民の皆様方、わからない、反対である、財政的破綻を来すのではないかという不信感だらけじゃありませんか。まさにこれが行政主導型、独占的な行政のあり方ではないかと。これは大型プロジェクトなんですよ。それでですね、ぜひですね、住民投票をやってもらいたい。そのことによって自信を持ってですね、橋下徹市長はもう絶対大丈夫だと思ってやられたと思うんですが、芦屋町だって住民投票をやって、絶対に新建設病院は賛成だという自信があるならば、住民投票をやられていいじゃありませんか。いかがですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

住民投票は、住民投票の中身にかかろうかと思うんですよね。それはもう妹川議員御存知ですよ。もう我が国の地方自治の制度は代表民主制であると。住民の意思の反映手段として直接選挙はあっておるわけでありまして、町議会中心的な役割を果たすことを前提としておるとい

とがまず第一ですよ。議員の皆さん方というのは、町民の皆様方から負託を受けられておるわけですよ。お願いしますよ。町政をお願いしますよということで。それが今、副町長が言われましたように、議会で約4年間、住民説明会もやりましたと。いろいろなことをやって今日までできたわけでありまして。現実的にですね、あと10年もすれば75歳以上の高齢者が全国で533万人ふえるというこの現実。医療と介護はもう待たなしに来ておるわけでありまして。これはもう、だからこのことが住民投票に値するかどうかということでは、まあ今、なぜ言われるのか。そういうことであれば、4年前にそういう話をなぜされなかったのか。今、なぜここに来て、これだけ議決もいただいて今日まで来たこの時期にですね、それは私は不思議でならないわけでありまして、住民投票は私たち、決して否定するものではありません。その目的によつてですね。だから妹川議員がそういうふうに言われるということ自体がなぜ今なのか。というのがよく理解できません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

平成26年でしたか、25年でしたか。第1回目の住民説明会がありましたね。3地区です。そのときわずか3カ所で、わずか30人か40人ぐらい、3カ所合計ですよ。そういうふうに住民説明会があった。私はそのときも住民投票条例制定をやつて、そういう賛否を問う意思はありませんかというふうに私は聞いたんですよ。そのときに、今の間接民主主義である議会、議員の皆様方が判断すべきであつて、町民の声をいちいち聞く必要がないというようなことを断言されたことがあります。そういうことであつてですね、いよいよ今、いよいよ基本計画、実施設計が出ようとしておりますから、そのことで再度聞いたわけですよ。私はですね。

ある県でですね、ある市でしたね、図書館がありながら、図書館があるんですよ。新しい図書館をつくらうとしたときに、住民投票条例の制定運動がありまして、そして、新しい建物を図書館を建てることに反対であるということになつちやつてですね、その中で町長が、市長がかわりましてね。そして、そういう新しい図書館を建てずしてリフォームしたという事例もインターネットに載つておりました。そういう意味でですね、まさに先に進もうとしておりますけれど、もう1回そういう意思がありませんかと問うたわけでございます。

じゃあ次に行きます。案件の4番目ですね。特別養護老人ホーム建設の申請に当たっては、町は福岡県の施設整備上の方針及び留意事項に従い、事業者の協議書を適切に審査しなければならない。また平成22年4月21日付の福岡県保健医療介護部長からの平成22年度高齢者福祉施設等の整備方針の3には施設の整備を計画している者と十分な協議を行い適切に審査すること。

とあります。①ですね。平成22年度株式会社最上からの申請事務において、住民説明会の事実関係について尋ねるわけですが、私は平成26年6月議会で住民説明会は開催されたか。田屋区民に確認したか。という質問に対し、吉永課長の答弁がそのときの区長、組長には確認していないと回答しています。平成27年3月、3月議会ですね。町長の答弁は「いやいや、私に住民説明会があったかどうかと質問されても、特養は県が決定することであり、担当課は……」まあ吉永課長ですね。「県の指導に従っている。県が受理したことはもう我々の手から離れている。」とその回答にいたっては私は無責任極まりない。私は啞然としたんですね。どうですか。①住民説明会はあったんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成22年度協議におきまして、事業者には提出書類一覧表において、任意様式として建設地域での住民説明会議事録というものの提出が求められております。町は、協議書の提出資料の一つとして議事録の提出を受け、住民説明会の実施及び同意を確認しています。また、平成26年4月3日付で、町から当該事業者に対して、平成22年度高齢者福祉施設整備に係る建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の内容などについてとする照会文を送付し、平成26年5月9日付で当該事業者による説明会の実施、その内容、配布資料、説明会の案内方法などについて書面で報告を受けております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今、お手元に、傍聴者の皆様方も執行部の皆様方も議員の皆様にも資料、これ3枚あるんですけども、2枚だけ配付しておりますが。乙第9号証の2。これは何のためにこれ、裁判所に出されたのですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

原告のほうですね、方が、説明会を開催していないということで、準備書面に記載がございましたので、当該事業者に当時の説明会の確認ということで、書面提出を求めたものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今、先ほどの説明では、これは裁判所に出す際に、これを黒塗りはこれ最上さんですけども、じゃあ町はこれ以外に私は不思議でたまらないのは、この平成26年5月9日というものを最上さんが、波多野町長に渡したということでしょうけど、実際にその説明会をしたのは、4行目、5行目にあります平成22年6月11日18時30分から8時まで〇〇で開催しました。これ恐らくどこかわかりませんが。じゃあ、この説明会の議事録は別に芦屋町に提出しているということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

協議書類の一つとして事業者から説明会の議事録が出ております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ内容はこの裁判所に出した内容とどうですか。内容はほぼ同じですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

内容につきましては、同じでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この26年5月9日のあの裁判所に出したものが、これは町から裁判所に提出するから、それに対する証拠書類を出してほしいということで、出されたものと想像するわけですけど。3月に行われました、民生文教委員会第8回ですね。これはいわゆる百条委員会、特養に関する百条委員会設置のための請願のときに、民生文教委員会の皆様方は、私を招集され、私の説明を聞かれました。そしてまた、吉永課長を呼んで話をされたものがあるわけですけども。私はたくさんこれはね、吉永課長の問題発言。このことについて、またここで話をすればかなりの時間がかかり

ますが、委員会の委員の皆さん方はいいところを聞いてあるわけですね。いいところを聞いてありますが、また全然聞いてないところも全くある。住民説明会はあったのか、なかったのか。吉永課長は現地に行って確認したかというようなこともないわけですね。小倉タイムスの記事の問題もあります。そして、こういうような書き方をしてありますね。ある議員が、その住民説明会の議事録が虚偽の文書であるというふうに、その請願書の中身を読まれて書かれているが、なぜ疑われることになったのかという中で、原告、市民オンブズの理事長である久野さんですね。原告が住民説明会は行われていないというばかりで、それを実証する書面等は全く提出していないので、根拠があるかどうか疑問であると。なぜ住民説明会が行われていないということを、元区長や組長や町民の方々に、田屋区民の方々に聞いて開かれていないと言っているのに、どうしてそういう疑問を呈しているものに対して、住民説明会がなかったという実証する書面を全く出しようがないじゃないですか。どうしろと言うんですか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

住民説明会の話をするされておりますが、芦屋町がこの22年度のときに、その住民説明会、まあ書類はですね、20項目以上あるわけです。その20項目以上あるようなその必要な書類のうちの一つが住民説明会の議事録ということで、町としてはこれを受け取って、それも確認しております。この今、問題にされています住民説明会のほかにもですね、協力病院の確保とか建設予定地の立地条件、資産申し立て、それから役員就任予定者名簿、まあいろいろあるわけですが、これらについてですね、福岡県から裏づけ調査をして提出しなさい。なお、受理しなさい。ということは一切ないわけです。したがって、芦屋町は全ての書類があるかどうかをチェックして福岡県へ提出しまして、県の審査を経て22年度分については結果的に許可されなかったと。そういうことでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私は、今、この会議録ですか。民生委員会の会議録の中で、実証する書面等は全く提出していないので、住民説明会が行われていない。じゃあ行われていないようなその書面を出せということは、どういう意味でそんなことを言われたんですか。私たち町民をないがしろにしているじゃありませんか。あなたたちが、住民がですよ、こういうことがあっているんじゃないですか。なかったんじゃないですかと言われれば、あなたたち行政の方々がじゃあ直接その地域に入って、

この裁判所に提出した説明会の内容をもってこういうことになっていますけど、どうだったんですかということなぜ言わない。そこを言っている。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、委員会発言の中では、裁判の過程の話をさせていただいております。裁判の過程の中で、芦屋町が控訴するに当たりまして、これは事業者に住民説明会はどういう内容だったんですかということをお聞きして、証拠として書面を出しております。したがって、芦屋町としてはこうやって住民説明会が当時あったよということで書類を受け取って、それを裏づけとして書類を取っているものでございます。基本的に裁判というのは御存知のとおり、主張して、準備書面で主張して、それに対する証拠をつけて提出します。そのやり取りの中で裁判が行われるんですけども、その中で芦屋町はこの説明会の内容についてということで、これが証拠ですよということで出しておるわけでございます。これが言っている意味です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この会議録の場合は、その裁判の今おっしゃったようなことではなくて。じゃあですね、私はね、住民説明会が行われていないというふうなことを言われていますが、それを実証する書面は裁判所に出ているんじゃないですか。地元の方から陳述書が出ているでしょ。裁判所に出しているでしょ。4枚に渡って。ないですか。本日被控訴人代理人から、本件訴訟で提出された平成26年5月9日付のこういう内容について見せてもらいました。田屋地区での地区住民に対する説明会は開催されていません。そして、その方がずっとる書かれております。最後にですね、当時の区長に会って添付の同意書に書名押印しただけで、どうして地域住民への説明会と周辺住民からの同意があったと言えるのでしょうか。こういう証拠書類をあなた見ているでしょう。あなたが見ていなければ弁護士が見ているでしょう。どうなんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の議員が読み上げられた資料につきましては、この説明会が開かれたかどうかということで出された資料ではないと思います。私どもはこういうふうに事業者を確認したのは、どのような方法で、どのような内容でということで、詳細に位置図を確認しておりますので、それは住民説明会がなかったというふうなことを証するに足りるものではないというふうに考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

そういう論理的な破綻といたしましょうかね。ああ言えばこう言う。こじつけ論法ですね、そしてまやかしていくような論法はどういうふうに言ったらいいんでしょうね。そして、その民生文教委員会の皆様方もですね、いいところは話をされて、質問をされているんですけど、今のよ
うな論法ですね、その次からの指摘、追及はないんですね。小倉タイムスの件ですよ。小倉
タイムスの件についてどういう質問をしているかという、これはある議員がですね、小倉タイム
スには一時預かり。そして受理。そして不受理と。こうなったことについてですね、その小倉
タイムスには書かれてあることに対して質問される中で、これは一時預かりしたのは何回ありま
すか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは24年度、小倉タイムスにつきましては、24年度整備分でございますので、1社一時
預かりをしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私が質問したのは、その最上さんが出した、その住民のいわゆる、総会は開かれていますよね。
24年も25年もね。ところが、総会の決議は取れなかったことによって、不十分ではあるけれ
ど、その書類を預かった。同じ最上さんですが、何回ありますか、一時預かりしたのは。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24年度1社、25年度整備分については1社、一時預かりしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

最上さんは平成24年の3月ないしは4月に一時預かりしているでしょ。そして25年度の分も11月9日に協議書について自治区の同意を確認するために、一時預かりを決定したわけですね。そして24年11月14日に同意書が、同意が確認できなかったため不受理を決定し、その後、協議書を返却したと。これは議事録ですよ。会議録。これ25年度の分でしょ。ある議員は25年度もじゃないですよ。24年度の分を質問しているんですよ、これ。請願には、町は一時預かりから受理、そして不受理とするなど不可解な取り扱いを行っているとあり、小倉タイムスにはそういうことが書いてあるのだが、これについてどういった認識を持っているのか。あなたは24年度の分を25年度の分にすりかえてるじゃありませんか。小倉タイムスの新聞は24年の、25年の4月ですよ。11月のことやないんよ。もういいですよ。そういうすりかえ論法でそして、ごまかして、まやかして、そしてこじつけ論法でまやかす。論理の。先ほど言いました理屈に合わない。そういう論法で惑わしてはいけませんよ。そして、あなたは官製談合があったというようなことについて、無理な論法を根拠として、いわれのない官製談合を主張したものと考えているということを言われています。これは情報公開条例の件についてでしょうけど、私は官製談合があったのではないかという疑いは、私は今でも持っています。私はこの点については、あなたたちがはっきりと謝罪をするなりしない限り、私は続けていかなければならないかなと思っています。

こういうのがあるんですよ。これは皆さん方に配付しようかどうかと思いながら、もう時間がないから配付はいたしません。今後考えます。これは社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会が出したものです。これには、理事証明、協議書、たくさん協議書出さなくてはなりませんね。協議書を出すための理事長とか役員ですね。役員名簿、理事長、副理事長、失礼、理事長、理事が6名それから監事が2名。評議員を12名出す。こういう社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会。夏井ヶ浜福祉理事会の理事長、最上慶一。あとはもう名前を控えます。あとは最上さんが何人か入る中で、理事、評議員の中にその当時の芦屋福祉課長。福祉課長、嵐保徳ですかね。この方が、理事、評議員になっているんですよ。あとは民生委員の方、それから病院の施設長、ボランティアの方。当社在務課長が十何名ですね。15名の方。これまさにこれが本物かどうか。あなたたちはこれは本物じゃないと言われるかもわかりませんが、これは、出席者欄にも丸、二重丸をこう書いてですね、これは6月の4日にあったんでしょう。スケジュールとしては6月11日に芦屋町役場に提出します。6月30日に福岡県庁に提出します。公募締切日、公募結果発表、2010年12月20日着工。こういうのがあるわけですよ。こういうのがね、不信感の原因になっていますけど、こういうのを払拭させてください。それからぜひですね、現地に赴いてそういうことをはっきりさせてもらいたいですよ。私、でないと延々とこれを続けなければならないんです。

以上で終わります。

○議長 小田 武人君

妹川議員、時間になりました。

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。再開は11時10分から再開いたします。

午前11時1分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、11番、横尾議員の一般質問を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

11番、横尾です。一般質問をさせていただきます。

その前に、先般4月の統一選挙で見事3選を果たされた波多野町長、まずはおめでとうございます。我々も新人議員2名を加え、新しく小田議長、そして総務財政、民生文教委員会では新進気鋭の委員長を据えて、議会運営、それからさらなる議会改革に邁進をする所存であります。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、久しぶりの一般質問であります。

景色の違うところから、ものを言っておりますので、ちょっとドギマギしておりますが、私、15年ぶりくらいに一般質問をします。前に座っておられる執行部の皆さん、初めてと思います。若くなりましたね。なかなかいいけど、明快な答弁をお願いします。

それではね、まず1点目の質問について。選挙事務についてということで、要旨は本年の4月に行われた地方選挙を省みて、次の点について尋ねる。まず1点目として電子機器の使用が認められているが、どこまで認められているのか、お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

電子機器の使用についてお答えいたします。インターネットを利用した選挙運動を一部解禁する公職選挙法の改正が、平成25年4月に行われ、同年7月に行われた参議院議員選挙から適用されました。本改正により、誰でも自分のメールアドレス等の連絡先を表示した上で、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動を行うことができるようになりました。ウェブサイト等を

利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもので、例えば、ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、ユーチューブやニコニコ動画等の動画共有サービス、ユーストリームやニコニコ動画の生放送等の動画中継サイト等です。

一方、電子メールを使用することができるのは、候補者と政党等に限られ、その送信先も事前に受信について同意した人だけです。また、選挙期日当日の選挙運動は禁止されていますので、インターネットを利用した選挙運動も当日はできませんが、前日までの記述を消す必要はありません。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

ちょっとよくわかりませんがね。私、アナログな人間やからね。インターネットとかあまり詳しくない。選挙運動前はいいわけ。結局あの、皆さん後援会活動やるときは、それはやっていいわけ。告示済んだら、芦屋町の場合は、ですから5日間それは禁止ということ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

御承知のとおり選挙運動期間というのは、選挙の告示日から選挙期日の前日までになりますので、今回の町の選挙で言えば、21日の火曜日から25日の土曜日までが選挙運動期間となります。それ以外につきましては、一般的には政治活動ということでいろいろな活動が行われるかと思いますが、従来であれば政治活動期間についての規制はございませんでした。今回このインターネットの分についても、本来は選挙運動ということでできなかったんですが、法改正によりできるようになったというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

選挙前に皆さん選挙運動やっておりますよ。やってないですか。選挙前にあれは何なんですか。あれは何。1カ月、2カ月くらい前から選挙運動、ひどい人は1年くらい前からやっとなやない。あれはいいわけ。それと、ブログとかそういうことでやっていいわけ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

公職選挙法で言います選挙運動というのは、先ほど申し上げました告示日から選挙期日前日まで、町の選挙では5日間しかできません。この間が選挙運動という考え方になりますので、それ以外の期間につきましては、まず政治活動ということになります。それと、インターネットとかの発信につきましては、政治活動の期間につきましては、特に規定はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

わかりました。わかったような、わからんような。大体違反かなと思っておりますが。

じゃあね、2番目のね、インターネット、ツイッターというかね、つぶやき、世に言う。これがもう最近の主流のようになっております。特にツイッター。迷惑なツイッターがたくさんあるわけ。この辺のどういうかね、取り締まりというか、歯どめ。そういうことは、選管は何か考えたことはある。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

歯どめ策ということなんですけれども、今回の町の選挙におきましては、今回の選挙がインターネットを利用した選挙運動が一部解禁されるということの初めての選挙ということになりますので、3月20日に開催しました立候補予定者説明会。こちらに出席された方を対象に、インターネット選挙運動解禁の概要をまとめた資料を送付しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

答えになってないやない。あのね、ツイッター。私が言ったのは、その、あなた私の選挙説明会、そのときに行きました。行きましたけど、私はブログとかそういうことは使わないから説明を聞かずに、そりゃ最後のほうやったから、もう退席したんですけど。そのツイッターで人を攻撃するような、それとか弱点を突くとかね。そういうことをしてもいいですよという説明をされたんですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

人を攻撃してもいいですよとかいう説明は当然しておりません。ただお送りさせていただいた資料、現物がこれなんですけども、その中に誹謗・中傷とかいうことに対しての考え方というのが掲載されております。公職選挙法上の話にはなりませんけれども、例えば名誉毀損とか、それから侮辱罪とか、そういったものはこういった考え方なんですよということが記載されているものを送付させていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

あなたね、選挙管理委員会の係やからな。私は聞くけど、そういう選挙のときにね、そういうつぶやいて、いろいろまあ、中傷とか妨害するかもわからん。誰々はどんなことで、あの薄い頭の人あの青い旗を持ってとかな。そういう例を挙げればそういうことをつぶやくわけ。そうやから、今、芦屋町では何、迷惑条例とかそういう条例はあるわけ。福岡県はあるかな。芦屋町迷惑条例とかいうのはあるわけ。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今言われたような内容のそういう条例はないと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今言われたようなやつじゃないで、全般的な迷惑条例というのはどうなんですか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

環境関係、ごみとかそういう関係の条例はございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

ですからね、私が今、選挙の話をやっているから、そういうのではないというわけやろ。執行部、特に選挙管理委員会なんて、あまり4年に1回ぐらいしかなじみのないところやからな。我々も知りませんけども。そういうまあ難しいと思いますが、そういう条例を今後考えるべきではないかなと思っております。そういう気持ちがあるかないか。いや、なかったらいいんですよ。はっきり言ってください。あるかないか。そういう選挙とかそういう時期が来ればね、また今度4年後になると、なおさらそういうことが出てくると思う。だからその個人の名誉を傷つけたり、何かするようにつぶやきがあれば、また問題になってきますからね。そういう迷惑条例の中の何かに芦屋町は独自でやっても構わないでしょ。どうなんです。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

条例は、皆さん、議会の議決を受けて制定するものですので、芦屋町独自でつくることというのは当然可能だと思います。ただ、こういったことにつきまして、今初めてお話を伺いましたので、国の動き、それから県の動きそういったところの中でですね、また見ながら判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういうことでね、今から担当課、選挙管理委員会の方々もね、少し考えて議会に提案するわけ。我々が議員立法でも構いませんけどね。執行部のほうからそういうお考えがあるなら、それをまとめて議会に出してください。いいですか。それでいいですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

いろいろ動きを見た中でですね、判断させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

それではね、3番目の選挙妨害と思える文書が配布された。これはもう芦屋町の町民なら誰で

も知っとるはず。まさか課長が知らんということじゃないですよ。それに対するね、選管の考え方は。そういうのはどんどん出していいと。それともこういうことは慎まないかなんたいうのかどちらか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

どんどん出していいという考え方は当然持っておりません。ただ内容によるかとは思いますが、れども、まずは選挙管理委員会のほうに選挙違反ではないかというような連絡を受けた場合につきましては、公職選挙法に違反している。または、触れる恐れがあるというふうに考えられる場合は、候補者等にその旨を連絡するとともに、内容によっては警察、それから県選管と連絡調整を図り、対応することになっております。なお、誹謗中傷対策として、公職選挙法では虚偽事項公表罪。刑法におきましては、先ほども申し上げましたが、名誉毀損罪や侮辱罪などが規定されております。こういったことにつきましては、選挙管理委員会において、内容について判断することは非常に困難であるため、司法や警察の判断を仰がざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

先日、統一選挙取締本部、解散しておりますね。その中で、92名か。逮捕者が——警告を受けた。逮捕者も出ておりましたが。その中でね、こういう芦屋町のような選挙妨害的な、あ、課長、その選挙妨害が出たときの記事を見たことがあります。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

数日前だったかと思えますけれども、新聞報道で出た分については読んでおります。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そういう誹謗・中傷とか個人、むちゃくちゃ書いた。もうあれはむちゃくちゃなんです。よくぞここまで書けるなというぐらい。我々はあれよ、何か悪代官みたいに書かれておる。そういう

記事見たことある、顔写真までつけて。そういうのは選挙妨害じゃないん、それも巧妙なんよ。

まあ聞きなさい。まずは芦屋町の誰々が、誰かわかりませんよ。私、調べたわけじゃない。誰かが東京か大阪におる、そのジャーナリスト。マスコミにリークする。それを事件記者みたいな人やから、ただではしませんよ。多分、お金払ってネットで流す。もう内容はね、むちゃくちゃ。私、まあ町長もそうですけどね。むちゃくちゃ書かれとった。それをネットで流すでしょ。巧妙なんよ、やり口が。それをネットで流したやつを、また芦屋の誰かが引き出して、それをコピーして芦屋町全部に配る。そういうやり方をね、されておる。だからそういうのは、選管が管理して司法に訴えるとか、そういうことしてやらんと。我々弱い立場におるんやからね。非常に困るが、選挙管理委員会というのは候補者の規則、候補者はこういうことをしてはいけません。ああしてはいけません。候補者を取り締まるばかりやないですか。なぜ、そういう誹謗中傷。まあ本当、一言言ったらね、私の孫が山鹿小学校に通つとると。私の孫は芦屋小学校です。給食のおかずがものすごく山鹿はいい。そんなことまで書かれる。それから、若い人はそんな馬鹿な、わかっとる人はわかっとるんやけど、わからない年寄りも、日ごろから私はいろいろなことで散々たたかれておりますからね。ああ、横尾さんならそれくらいやるやろう。そういうことになるわけよ。世の中。そうやから、選管がどう、そういうことを取り締まっていくのか。できるのか、できないのか。選管はどういうふうにするわけ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

選管がどのように対応するかということなんですけども、選管の立ち位置としましては、例えば捜査権とかそういったものは持っておりません。ちなみにインターネットとかで、今、横尾議員が言われたような内容につきましては、私も見させていただいております。そういった内容について、選管は立ち位置として考えたときに、その書かれたことが事実なのか、虚偽なのか。そういったものについても判断することが非常に困難です。私、個人的に見ていくと……（発言する者あり）

○議長 小田 武人君

ちょっと今、答弁中ですから……横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

判断するのは、虚偽なのか本当か、うそか本当かということやろ。本当かと思うとるわけ。そりゃあんたいかんやろ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

答弁の続きなんですが、個人的にはそういったことは全くないというふうに考えております。ただ選管として考えたときに、そういったことを判断するということが非常に困難ですので、その内容をもって選挙管理委員会が何らかの形で動きをするということは、現在は難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

選管、選挙に関することですから、我々もよくわかりません。どうですか、町長。今、見ていますね。そういう新聞なんですよ。町長も被害者の一人と思うがね。町長は特に私よりやられとるかわからないので、司法に対しては、町長はどうされたのか。それと選管に対して、今からどう指導していくのかちょっとお聞きしたい。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

横尾議員のお話は、本当に私、痛いほどわかるわけでごさいます。まず公示が21日やったですよ。その三、四日前に、まず栗屋地区のほうから、アクセスジャーナル記者山岡俊介の取材メモと。これ、見られた方、たくさんいらっしゃると思います。麻生副総理と地元町長との癒着疑惑特集官製談合疑惑。まあ議長のことも書かれてありますが、2ページにわたって配られました。このときまだ公示前でしたので、ちょっとあまりにもひどいということで、しかし、選挙準備とかいろいろあって、これに振り回されてもしようがないということで、折尾署の知能犯係に行きまして、課長、係長、署長はおられませんでしたが、この2人にこれはひどいですねということで、とにかく理屈はわかります。これは山岡俊介氏というのはいわゆるインターネットで調べればわかりますが、ブラックジャーナリストで有名な方でありまして。この人を名誉毀損で訴えてもどうしようもない。ただ、これをさっき横尾議員が言われたように、配布した人がおるはずだと。これをホームページからカラー印刷で出して、印刷して、配布を命じた人がおるはずだから、その辺からちょっと探ってみましょうということで。それから先、折尾署の係長が二、三度尋ねて来ましたが、私もちょうど選挙期間中でしたので、話だけ聞いていただけでございますので、そのあとの進展は聞いておりませんが、とにかくこれだけに限らず、それから投票前日、三、四日前もまたこのアクセスジャーナル、これが配られました。これはもう、すぐ後援会全員誰が配りよるかちょっと探そうということで、それは栗屋地区の一部で止まったようです。

ね。でですね、この内容が本当におもしろいなと思うのが、さっき私、今、気がついたんですか、妹川議員が特養の質問されましたよね。ここにですね、現役だった嵐、名前言いましたので、私も言いますけど、嵐芦屋町福祉課長の名前が入っているのではないかとかですね。これ、本人がちょろっときて書けるような話ではない。内容を見てもですね。そして、おもしろおかしくつくって、ずっと読みよったら、当事者じゃなかったら、ばかばかしくなるようなことばっかり書いているわけでありまして、まあいずれこのことははっきり私はわかることだと思っております。そこで何度も後援会、我々、私の後援会で話しまして、まあこれに惑わされることなく、正々堂々と政策を訴えて、選挙をやろうではないかということです。本当に、はらわたしは煮えくり返る思いであったんですが、なにせ選挙期間ですので、何の、結局追求もできずに今日まで至っておるというのが現状であるわけでありまして。

まあ私も、自分の選挙は議員のとき3回、町長選で3回、6回目の選挙。こんなにその選挙前にして、当日にして、こんなにひどいようなことをやる町というのはですね、日本全国でもそうそうないんじゃないかな。これ町の、私は街頭演説、街頭で8カ所ぐらいでさせていただきましたが、このことに大いに触れさせていただきました。こんな芦屋町の恥、こういう形の中で選挙が行われるのかということで、るるずっと遊説をさせていただいたわけでありまして。まあ選挙というのは自分の町を愛し、自分の町、郷土、ふるさと、それから将来の子供たちのためにどんな町づくりをするのかと政策で論じるべきことを、ありもしないことをよくもこれだけ書いてやったなということで、大体、誰がどうしてどうしたかというのは、大体のことは御理解がいつとるんじゃないかなと思いますが。まあまあしかし、我々の職務、業務が忙しい。あとはまた折尾署の後始末、どういうふうにもう経過になっているかというのはまた時間があったら聞いてみようかなと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

まあ町長ももう少し言いたかったでしょうが、なかなかね、相手の名前も言えないわけですから、じくじたる思いもあると思います。先ほどからツイッターの件については、課長は検討して、その誹謗・中傷、特にはそのような迷惑なつぶやきとかね。検討して規制しましょうというお答えでしたので、ぜひ、町長、副町長もね、多分私は選挙だけでやなくてね、何年もやられていますから慣れておりますけどね。うそばかり書かれて。ですから、そういうのも踏まえた中の条例を考えていただきたいなと思っております。そういうことで選挙管理委員会についてはこれで終わります。

2番目の件名2のですね、芦屋競艇場の将来展望についてということで、少しお話をしていきたいと思いますが、競艇事業について新しく4月から大長光局長が就任されましたので、今後どのような競艇場にするのかを、それから、将来展望についてお聞かせ願えればと思います。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

それでは、ボートレース芦屋の今後の抱負、展望について局長として申し述べさせていただきますと思います。

競艇事業は平成22年度に単独施行となり、以後、一般会計に毎年繰り出しができる経営状況と現在なっております。この主な要因としては、モーニングレースの開催及び場間場外発売日数の増などが挙げられると思います。こうした収益改善は、業界が一丸となって取り組んでいる広域発売の売り上げが増加していることによるものと考えております。今後も、電話投票及び協力場の売り上げ向上、場間場外発売日数の増に努めてまいります。また、本場売り上げが減少していることから、来場促進施策として、お客様に喜んでいただける取り組みを講じてまいります。今年度は、外向け発売所の増築、特別観覧席「ROKU」の設置、指定席内のグループ席設置を予定しており、今後もお客様に満足いただける施設づくりを目指してまいります。

経営面ですが、消費税増税が予定されていることから、開催経費の見直しなど、さらなる経費削減に努めたいと考えております。

今後の事業でございますが、アベノミクス効果などによる明るい経済状況となっており、売り上げも増加傾向となっております。さらに好転することを期待するとともに、急激な景気悪化にならない限り、財政計画でお示ししました一般会計への繰り出しは予定どおりできるものと考えております。こういうことから、ぜひ議員皆様方の御理解と御協力を賜り、切にお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

新しい局長の抱負を少し聞きましたが、これから少し本題に入っていくわけですがね。私が初当選したのが平成7年。これはあの、今、そこ、執行部の町長さんも私と同じ年に。それから、まあそのころは競艇場もよかったんですね。それから、赤字、赤字というか平成15年ぐらいから、昔は芦屋町外二カ町という組合で、組合に芦屋町はその施設を貸して、施設借上料をいただいて、それがそのいつぐらいから、何年からその借上料というのは芦屋町に入っていないようになったのか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

昭和27年から繰出金が出せるようになりまして、それが平成16年度には繰り出しが出せなくなりまして、7年ぶりの平成22年度から繰り出しが再度できるようになったということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

17年から繰り出し。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

16年から繰り出しができなくなりました。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

そこで、まあ我々町長が初当選されて、そのときに私も同じくして、議長になったわけです。それが平成19年。そのときもまだ二カ町で経営していたと思いますが、その当時、競艇場の合理化ということで、競艇場の従業員さんの賃金も下げ、それから我々も岡垣、遠賀の町長、副町長、議長で九者会議をやる重ねてきて、いろいろなあれがありましたけどね。多分、単独になったのは平成二十、何年やったですかね。21年。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

単独施行は平成22年度からです。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

それから、まあこの黒字経営というか、黒字にまあ、一般会計に繰り入れるようになった。それが22年でしょ。そして、その苦しいときにね、賃金を下げて、昔は1万1,000円ぐらい

もらっとったと思いますがね。その当時から、何年から6,000円台になったんかね。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

平成17年度末で臨時従事員を一旦全員解雇いたしまして、平成18年度より新たな制度下での雇用をいたしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

その賃金はいくら。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

平成18年当時で日額6,350円でございます。なお、平成26年度に賃金改定を行いまし、6,450円で現在行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

平成18年から6,350円。これはもうあれですよ。どこの会社でも恐らく厳しいときは従業員に賃金カット。それから、従業員を減らしていくとか。そういうことをやっていかなければ、企業というのは成り立っていかないという面もありますが、それから22年からね、黒字となって22年、23年、24年、25年、26年、今年度は27年だからわかりませんが、当年度の純利益とね、一般会計に繰り出した金額は、わかるかな。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

22年度から26年度までの5年間で一般会計繰り出した金額が16億2,000万円でございます。26年度の決算でいきますと、利益が約7億8,000万という状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

利益というかね、毎年度22年度からの純利益というのがあるでしょ。それが26年度は出てないかもわかりませんが、25年度までは順次、出てないですか。出てなかったら、ちょっと私が言いましょうか。22年から黒字になって25年度までは、28億3,900万の純利益というの出とるはずです。そして、改良積み立てとか、いろいろなふうに分けて一般会計に16億。間違いないですか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

はい、間違いございません。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

それで、勝山は2年ぐらい前から芦屋町に譲渡されたと思いますけどね。勝山の売り上げは、売り上げというか、勝山からの利益は最初の年はちょっとわかりませんかでしょうが、もうあれから2年か3年経っておりますので、どのくらい出とるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

24年の10月1日から芦屋町が場外発売所の運営とあわせ、施設管理を行っております。25年度決算ベースで約1億4,000万円の収益が出ております。主な要因は、施設借上料として、施設オーナーに芦屋開催で5%支払っていたものが不要になったこと。また、場外発売で施設借上料4.5%が競艇場の収入となったこととございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

芦屋町としてはね、無償譲渡受けてそれだけの利益が上がっていくというのは、なかなか喜ばしいということです。そしてあの勝山はボートピアのついでで聞きますけどね、あそこ、今、多分、きのうあたり裁判かけられているでしょ。あそこの何か、土地。判決は出ました。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 濱村 昭敏君

はい。議員おっしゃるとおり、先日判決が出まして、控訴棄却という判決が出ております。以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

控訴棄却ということは、芦屋町が勝訴したということ。で、今から先のあの地主さんたちは、芦屋町に対して何らかの動きがあっているわけです。それはね、詳しい話はまた委員会で聞きますけどね、まあ今からまた、そのいろいろな問題が出てくる。長引くならね、その勝山ポートピアは考えないかな。それは委員会でちょっと出して話していかないかなと思っております。ですので、まあちょっと一言聞きましょうか。芦屋町は勝山ボートレース場をずっとやっていくという基本理念があるわけ。それとも、どこかまあ途中で、こんなところは要らんよということになるのか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

今、議員が言われたように、施設オーナーより無償譲渡という形で、今、直営でやらせていただいております。そして先ほど課長が申しましたように収益も十分出ております。ただ、あの将来的には施設メンテの問題とかいうのは発生してくるだろうと思いますが、そういったものについても、今の経営状況の中から十分にやっつけていけるというふうに言っております。経営が赤字にならない限りは収益が上がる事業でございますので、引き続き継続していく考えでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

で、いままでその一般会計に繰り出してきたということはもう、もうかってきたということで。それから、そのプール金とかね、余剰金。多分50億ぐらいある。これは今後いろんなことに使わんといけんから、これはプールしていいんです。それだけの黒字経営になったというのはね、まあ町長を始め、競艇事業局の職員さんの苦労もあったと思います。それはそれで、もうかってきたんだから、それでいいんですけど、ただ、私が言うのは、従業員さんの賃金。賃金が平成17年9,600円。それから18年が6,350円。そしてなんか最近26年に100

円上げてくれている。100円、小学生でも喜びませんよ。100円くらいもらっても。何で100円なんかと。これだけ苦勞してね、従業員さんの人員も何百人かおったところが、今は多分80名ぐらいでしょ。そういうことで頑張ってきた従業員の苦勞を報いるためにはね、アベノミクスじゃないけど、芦屋町にはなかなか恩恵がきておりませんが、徐々にくるんでは。一生懸命働いて、芦屋町のために、芦屋町の財政に寄与された現場で働く人をあなたたちは一番ないがしろにしとる。そう思いません。そういう人をよくなったら、やっぱり賃金も少し上げてやろうかな。経営者はみんなよくなったら上げるんやないですか。そんな気持ちはありません。どうですか。局長。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

個人的には、今、横尾議員が言われたようにその気持ちは十分あります。ただあの、この処遇改善という部分、要するに賃金の分含めてでございますが、賃金のみならず職場環境の問題だとか、それから賃金以外の休暇の問題だとか、いろいろな問題がございます。そういったものにつきましては、組合のほうより、春闘などにより要求が出てきております。そういったものを十分に我々と組合のほうで協議を重ねていって、その中で一定の合意を得た中で、協議を整えていっているということがございます。今後につきましてもそういった要求に基づきまして、我々としても誠心誠意、協議を重ねていきながら、特に業界の動きだとか、先ほども言いましたように業界もまだまだこれで安心だという状況にはまだきておりません。この中でいろいろな施行者で経営改善というものが行われています。議員も御承知のとおり、芦屋と同じようなレベルの施行者は数団体ございますが、まだまだ高い施行者もございます。そこらあたりにつきましても、今、経営改善という部分で、積極的に取り組んでございます。こういった業界が今、少し好転してきているが、まだまだ安心という部分にはいっておりません。さらなる開催経費の見直しなどの中に含まれますが、そういったものの経営改善をしっかりやって、この業界が生きていける、そういったものを確立していくという大きな目標に向かってやっております。そういったことを踏まえながら、今後につきましても要求といたしましては、組合と十分に協議を重ねながら、いろいろな状況を判断しながら、今後も誠心誠意、交渉を重ねて行きたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今、局長が言われるとおりでありますけどね。ここに3月の議会か何かの、平成27年度競艇

収益金の使途。毎年4億円入るんでしょ。競艇収益まちづくり基金2億円。10項目ほど社会教育とか防犯カメラとか。これは誰のおかげでこういう毎年、今まで16億円入っておるけど、まあ今年は4億円入るんでしょが20億。現場で働く人を大事にせん限りは働きませんよ。そしてあの、26年かなんかに100円上げて、ここに調整休というのが出てくる。調整休。これはよく私にはわかりませんがね。この調整給休を100円上げて、実働、働く日にちが減ってくる。昨年かおととしかね、つくったら。だから100円上げてもらっても何もなっていないような感じでおりますが、そこら辺はどうなんですか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

現在、春闘の要求書、ことし3月の末に従業員組合さんから受けて、今るる折衝中でございます。その中で協議されて説明をしていくということになろうかと思っております。ただ、その中には最低限この日数は雇用します、ということでの約束事もございますので、それは履行している認識でおります。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

まああんまり私がぐずぐず言っても仕方ないんですけどね。結局、平成22年から黒字になってきている。そして一般会計に20億、ことしも入れてね。ここにね、我々の施行者協議会、町長が会長になっておりますけどね。我々は我々の主催地議会協議会というのがある。ここの資料に芦屋町の賃金が出ているんです。6,366円。これは多分、昨年私がもらった資料と。全国平均見て8,259円。ずっと安いわけです。それから、一番まあ東京、大阪あたりは1万円台を超えております。芦屋町、24場の中でね、何番目なんですかね、これ。下から数えたほうが早いぐらいな賃金なんです。22番目。一番安いのがね、まああの桐生競艇。これは民間委託して、何かいろいろあったんでしょう。そうやから参考にはなっておりませんがね。九州5場の中でも最低なんです。あの大村競艇でさえ、まあ一時は業績不振でいろいろな取り沙汰されておりましたけどね。今、ことしの3月か。競艇場も建てかえて立派になっております。そこでさえ8,306円出しておるわけです。ですから、芦屋町の従業員の賃金はでたらめ安いと。一目瞭然なんですよね。そういうことがありますのでね、まあ局長ね、局長一人で上げるとは言えんやろうけど、どう。500円上げてやらんですか。500円上げてね、7,000円にもならないですよ。500円上げたらいくらかかるか。80人の1日4万円なんです。4万円の15日間

が60万円でしょ。月に60万、年間720万。まあいろいろなことがあるから1,000万す
ると思っても、プール金50億。今から毎年4億円上がっていく。売り上げをそこを考慮すれば
ね、一番先頭になって働いている人の賃金を今考えんで、今でしょ。いつなん。今でしょ。どう
ですか。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

横尾議員と交渉しているみたいになってちょっと……。先ほど言いましたように、組合で毎
年賃金等含めながら要求は出てきておりますので、先ほど答弁したとおりで、交渉は誠心誠意協
議を重ねて行きたいと思っております。以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

ことしの組合のね、まだ回答を出してないでしょ。ここにね、春闘要求。何でも手に入るね。
今ごろね。日額賃金500円引き上げなさい。引き上げなさいと出とる。このまあ、1、2、3、
4、5、6、7、7項目ぐらいありますからね。これを今から局長、組合とよく話し合いをする
わけでしょ、もうしないんですか、するんでしょ、どうなんです。

○議長 小田 武人君

競艇事業局長。

○モーターボート競走事業管理者 大長光信行君

今、交渉中でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

ですから、私がずっと言ったのは、ないものねだりしとるわけじゃないんよ。お金がないのに
子供の運賃出せとか、そういう話は時々出ますよ。どこから金持ってくるん。私は金がないとこ
ろは言いよるわけやない。プール金50億。毎年利益が上がとる。そういうところから賃金捻
出は考えてやったらいいんじゃないですか。500円といわず1,000円ぐらいやったらいい
んですよ。よく働くよ。人間はね、やっぱしお金がないよりあったほうがいいんよ。そうすると
芦屋の町も買い物に出てきても賑わう。お金がなかったら使いませんからね。だから、今度春闘
の回答をするときには、まあ私が言っておる最低500円はね、話し合いの中でうまく見つけ出
していただきたいなとそう思っております。それで時間がありませんからね、この辺でやめます

けどね。

最後に町長は施行者協議会の、まあことしから、また2年間会長になられる。会長はやっぱり施行者のために働くんですが、24場ありますよね。これから先、芦屋町にいいレースとか、芦屋町が潤うようなレースを持ってくる営業、まあ施行者協議会から俺にくれ、俺にくれというわけにもいかんでしょ。芦屋町のことも考えながら、よそのことも考えながら、その辺の営業活動はどのようにお考えでしょうか。最後に一言。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、いみじくも横尾議員言われましたように、一芦屋の施行者としてなら何くれ、かにくれというような話はできるのですが、やはり24場全ての底上げという、今、大命題がありまして、今、1兆円の売り上げが目前でございます。その底上げということで、大目標を掲げて、今やっておるわけでございます。しかしながら、これを決定するのは競走会なり振興会。そこはですね、やっぱり情が働くんじゃないかなと。私は言いませんよ。直接何くれ、かにくれとは言いませんが、そこはやっぱり民間企業と一緒に、あうんの呼吸というのがあるかと思っておりますので、一つ一つ何くれとは言いませんが、まあお茶を飲みながらでも話するときは、ひとり言を言う場合もあるかなと思っております。これが営業かなと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

ありがとうございました。まああのいろいろなこと要求しておりますが、ぜひね、最後に組合の皆さんの意向もよく鑑みて、ぜひ7,000円の大台を上げていただきたいと、そういうことを最後にお願ひしていいですか町長。そういうことをお願いしますよ。返事。返事がない。お願ひしますよと言う。そういうことで終わりますからね。よろしく組合とお話をされてください。そういうことで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、横尾議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、午後からは13時15分から再開いたします。

午後0時10分休憩

午後 1 時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。発言通告に沿って一般質問を行います。

まず、第一に子ども医療費助成について伺います。

1点目に子ども医療費助成については、入院は全国の自治体の73%、通院は57%が中学生まで医療費の助成を行っています。県内では中学3年までの医療費助成を行っている自治体はいくつあるのか。まず最初に伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

県内60市町村における医療費の状況についてお答えします。平成27年4月1日現在では、中学生まで助成している市町村は、入院については35市町村で約58%、通院については10市町村で約17%となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成26年の調べですとですね、通院については6市町村、そして入院については25市町村だったのですが、そういった点ではふえてきているということになります。ただ、全国的に見ればですね、先ほども言ったように、入院が73%、通院が57%ということで、そういった点では福岡県はまだまだ遅れている状況です。

それではですね、次に2点目として、子供の医療費助成の政策効果をどう見ているのか。この問題について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

政策効果についてお答えいたします。

乳幼児・子ども医療費助成対象者に窓口でアンケートを実施しております。始めたばかりです

のでサンプル数は少ないですが、子育て世代の負担軽減に役立っているかという設問については、全員役立っているという回答を得ております。また、行政報告にもありましたが、全員協議会でコミュニティ活動状況調査の報告をすることになっております。この中で児童福祉・子育て支援の充実という項目がございますが、重要度、満足度ともに高い施策の位置づけとなっております。また、前回調査との比較でも、満足度が高くなっています。これは、乳幼児・子ども医療費助成などの施策による効果があらわれているものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、いろいろな効果がですね、述べられましたが、一般的に言われている政策効果としてですね、子育て世代の支援により少子化対策に効果的であるということ。また、子育て世代の定住化促進に効果的であるということ。そして、子供の医療機関への早期受診を促すというこういった効果があるというふうに言われています。また、経済効果で申しますと、子育て世帯の定住化による人口増、消費拡大が地域産業の活性化につながること。

2点目に子育て世代が移り住むことによって、住民税と固定資産税の増加が図られるという、こういったふうなことでですね、かなりの政策効果というものがあります。特にですね、やはりこの子ども医療費の無料化制度というのはですね、若い世代を、特に、まあこの芦屋町で言えば、芦屋町に引き寄せるわかりやすいメッセージになるというそういったことが言われています。

次にですね、3点目に行きます。2月13日の県議会で、小川知事は対象年齢の引き上げなど大幅な拡充を検討するというふうに述べましたが、この発言について、町はどう受け止めているんでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

4月に再選されました小川知事の選挙公報にも、子供の医療費助成の拡充というものが掲載されておりました。町としましても、県に対して子ども医療費助成の拡大を要望しておりましたので、実現に向けてできるだけ早く努力をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この子ども医療費助成制度、乳幼児医療費支給制度ですね。この問題につきましては、芦屋町議会としましてもですね、昨年のこの6月議会で福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学3年までの拡充を求める意見書というのをですね、採択して意見書を上げております。やはりこういったですね、地方議会の住民の声、議会の声、これが世論と運動によってですね、県政を動かしているということをつくづく感じられるわけなんですけど。小川知事はですね、この中で子ども医療費助成について少子化対策の重要な柱と述べてですね、将来にわたって持続可能な制度にするというようなことをですね、言っておられます。県によりますと、助成対象を小学校6年まで拡大した場合、対象児童数は56万人になるという見通しということなので、県としても考え方としては、小学校6年生までの拡大を考えているというように思いますが、その点について町としてはどう受け止めているのでしょうか。もう一度伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

今、町の制度としましては、通院につきましては小学校6年生まで、入院につきましては中学校3年生まで補助しております。今、川上議員が言いました、小学校6年というのは具体的な形でまだ町のほうには連絡が来ておりませんので、また今後、県のほうからのそういった動きを注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

現在の県の無料化の実施は3歳までとなっています。これは先ほど答弁でありましたよね。あってない……伺います。現在の県の無料化の実施は何歳となっていますか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

今の県の制度ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

今現在の県の制度としましては未就学児まで、これは入院、通院ともになっております。所得制限、それから自己負担というものが一部ございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

確定ではないにしてもですね、そういった制度を小学校6年生まで。または、それより下がるかもわからん。まだはっきりしたことは出ていませんが、そういった部分までですね、拡大した場合、一定ですね、やっぱり今まで芦屋町が対象としていた児童数のところ、そこら近所ですね、予算がこれによって県の予算に移り変わってですね、浮いてくるというそういった状況が生まれると思いますが、それはあり得ることでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

芦屋町としましては、独自に今まで制度の拡大というものを行ってきております。その制度の実施に当たりまして、芦屋町乳幼児・子ども医療費助成基金、これを設置して経費に充ててきておるといふ経緯はあります。ただ、現在の段階では、県のほうの制度がはっきりしていないこと。それから、近隣自治体の動向などあるかと思っておりますので、そういったことにより将来的なものを判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まだ、県がですね、はっきりしていないということで、なかなかそういった点では確定していない問題がありますが、ただ確かに言えることは、この医療費の負担軽減策は住民の懐への予算の投入なので大変効果が高いということが言われています。

これは福岡県ですね、統計課のほうにですね、産業連関表というものがあります。これはちょっと聞き慣れないものですが、内容はこういったものかと言いますと、生産活動を営んでいる各産業は、相互に網の目のように結びつきながら生産活動を行い、家計、企業、政府などの最終需要部門に対し、必要な財政サービスの供給を行っている。ある一つの生産部門は、他の産業部門から原材料や燃料等を購入し、これを加工して、別の財・サービスを生産する。こうして生産された財・サービスは、最終生産物として家計消費部門に供給されるか、あるいはさらに別の生産部門制度の原料等として販売されると。このように各産業は購入、生産、販売という関係が連鎖的につながり、複雑な取引関係を形成している。産業連関表はこのような産業相互間の経済取引の状況を一覧表にしたものであり、これによって経済における各産業の生産循環構造を読み取ることができるということで、県内経済活動の大きさを示すという、こういったものです。これについてですね、専門家による試算では、この産業連関表を使った中では、投じた予算の1.

2.8倍の経済効果を生み出すとこういった地域経済の活性化につながるということを言っております。

そういった点ですね、やはり芦屋町においてもですね、他の自治体に先駆けて、中学校3年までの通院の無料化ですね。これを早急にやっぱり実現することが必要ではないでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私のほうから答えさせていただきます。川上議員言われるようにですね、効果は全く言われるそのとおりでございます。やはり、言葉はどうなんですかね。今、地方創生活活性化策で、定住化策等々、いろいろな施策を打ち出さなくちゃいけない中で、芦屋町がイの一番にですね、やると目立ちますよね。話題性にもなるし、という点では効果があるかと思っております。ただ、今言うように県がどこまでやるかというのがですね、ちょっと身勝手な部分で、その辺がちょっと気になりますので、ちょっと方針というのが出しにくいというのが、現実であるわけでありませう。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

財政的なところも考えていけば、そういった考え方にもなると思いますけど。ただ、この子ども医療費の無料化。もともとは、最初は乳幼児医療費の無料化ということですね、乳幼児を対象としてものでした。これはやっぱり、岩手県の沢内村の乳幼児が多く医者にかかれなくなり、医者がいないという中で亡くなっていくという、そういったことに心を痛めた村長がですね、その当時どこもやっていなかった町自体で乳幼児の無料化制度をつくって、乳幼児が病院にかかれるようにするという、こういったことを先進的にやってきたわけです。そのときはやはり国からもですね、そういったことはまかりならんということで、国の制度に反するということだということなので、ペナルティも受けたんですけど。しかし、それをほねのけてですね、ずっと継続的にやってきて、拡充させてきたわけです。これが全国に広がって行って現在はですね、さっき言ったように、ほとんどの自治体が中学校まで無料化をやるというような状況になっているという。そういった点ではですね、それによって今度は、県が動かされ、制度をつくっていく。そして国が制度をつくっていくという、そういったふうに自治体が率先して、やっぱりこの制度を拡充してきたわけです。そういった点ではですね、確かに今、県がそういった方向を出しているのでは

れば、やはり福岡県下の自治体もそういったところをですね、先進的に取り入れていって、県を動かしていくという、そういったことがやっぱり必要であると思います。

この子育て支援対策としての乳幼児・子ども医療無料制度、これはですね、内閣府の調査によってもですね、支援策としては大変効果があるものだということがわかっております。内閣府の「地域の経済2014」によるとですね、子育て支援策が市町村で人口をふやす重要な要因であることがわかりましたとしています。人口がふえた145市町村では子供の医療費助成、保育体制の拡大、住宅建設費の一部補助などが行われているという、こういった点でですね、この子ども医療費助成というのは、人口対策としてもですね、定住化促進策としてもですね、効果のあるものだというふうになっております。

そういった点でですね、町で独自で先進的にもやっていくということも必要です。先進的と言っても、今、福岡県内では先ほども言ったように、中学校まで両方やっている自治体がたくさんあります。進んでいるところは、みやこ町なんかは高校生までやっております。そういった点でですね、取り入れていくことが、やはり芦屋町の定住化促進政策にですね、大きく寄与するということと考えますけど、そういった点でですね、まず中学3年までのですね、実現。そして、県が実現していく中でですね、それを県からの財源をもとにして高校生までの実現を図るという、そういったことをですね、芦屋町が率先して他町より先駆けてやるということではですね、私は定住化促進政策に対して大きく寄与すると思いますが、その点を踏まえて、もう一度町長にですね、この点についての考え方を伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

確かに、本当にさっきの話のとおりでございますが、川上議員の言われるのは、ごもっともでございます。私も表を持っているんですが、みやこ町が高校生まで。あと添田と田川が中学校3年生まで。この3町が突出しているわけですよ。あとは就学前というのが圧倒的で、遠賀町、芦屋、遠賀郡4町がそれに続いているということで、これは何を意味するかということですね、遠賀郡4町の競い合いというか、隣がしたらうちもせな住民がうるさいということの連鎖だと思います。そういう意味で、確かに中学3年までを一気に高校までやると、インパクトがあるのは非常に承知しているわけでございますが、まあ財源等々にらみながらですね、検討したいと思えます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後ですね、県の動向を見ながらですね、本当に芦屋町、その、けしからんことですが、消滅自治体としての名前を載せられるとかそういったこともあっていますので、それをはね返す上でもですね、ぜひそういった制度をですね、充実させていただきたいというふうに思います。

続きましてですね、2点目の国民健康保険について伺います。

1点目、2015年度から保険財政安定化事業の対象が医療費1件当たり30万円以上から1円単位に変わりました。今までは医療費1件当たり30万円までを市町村がお金を出して支出するやり方でしたが、これを全ての医療費について市町村が負担し合う形に変えたんです。重症患者を多く抱える自治体の負担を軽減するために、高額に限っての市町村同士の助け合いの制度でしたが、これが1円以上となれば事実上、県単位の保険に変わります。それぞれの市町村では予防・健診に取り組み、医療費を抑制する努力を行ったり、保険料を引き下げるために法定外の繰り入れを行っております。県単位の広域化されれば、市町村の裁量がなくなり、国保財政が悪化し、保険料が上がるのではないかと危惧されますが、見解を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

平成24年4月の国民健康保険法の改正により、27年度から保険財政共同安定化事業の対象医療費が全ての医療費に拡大することとなりました。また、本年5月27日には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになりました。県は、財政運営の責任主体として、県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化や標準化を推進します。市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を行うこととなります。

国保の広域化についての町の考え方としましては、法として成立したものであり、医療保険制度を維持する観点からも必要なものと認識しており、公費拡充等による財政基盤の強化が図られることなどから、現時点では、国保財政が悪化するとは考えておりません。なお、今後、県により標準保険料率や分賦金の額が検討されていきますので、情報収集に努めたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国でですね、決定されたことなので、それに従うということで、保険料が上がるとは考えてい

ないというような考えでしたが、この国保の広域化についてはですね、厚生労働省が現在開かれている国会に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律案を出してですね、言っているわけですけど、この5月26日に参議院の労働委員会で可決を強行したという状況です。この法律は先ほど言いましたようにですね、国保の財政運営の広域化中心となっており、広域化とは、現在の国保は市町村が個別に運営していますが、これを2018年度から都道府県に変えようということです。この都道府県が国保の財政運営の中心的な役割を担うということで、事務の効率化、標準化を進める。そして、財政基盤の安定化を図る。というようにしていますが、ただ、先ほども言ったように、国保における最大の問題点というのをですね、やはり、もともとは高すぎる国保料ということに問題があります。この国保料を引き下げのために、芦屋町のように一般会計から国保会計に繰り入れをして、国保料の引き上げを抑えている市町村もあります。広域化になればですね、こういったところのですね、繰り入れをやめさせるといって、これをまず一番の狙いがあるというように私は考えております。この法案がとるとですね、次のようなことが進むというように考えられています。

まず第一に、都道府県が市町村ごとに標準保険税を示して、県内での平準化が進み、国保料を引き上げる自治体がふえてくるということ。

2点目に、国保料の引き下げや引き上げを抑えるための一般会計からの繰り入れをさせない仕組みがつくられ、この点からも引き上げが促進されること。

3点目に、都道府県が市町村ごとの保険料収納率を示すことで、市町村での滞納処分、差し押さえなどの強化、滞納による保険証の取り上げなどが進んでいくということ。

4点目に、子供の医療費無料化など、市町村独自で医療費助成制度を実施している自治体への国庫補助の削減が今後とも温存されていくという、こういった問題があります。

また、別の問題としては、後期高齢者支援金による健保組合など被用者保険の負担の引き上げ、負担の公平化を口実とした、入院時の給食代の負担の引き上げや、あわせて都道府県の地域医療構想などによる病院からの追い出しや、ベッドの削減、介護と一体の地域包括ケアシステム構築による医療給付費の大幅削減などもですね、あわせて行われるというふうに考えます。

やはり、こういったことで広域化が進めばですね、被保険者の負担はふえ、結果として滞納世帯や滞納による保険証の取り上げがふえ、制度としても成り立たなくなることが懸念されています。広域化ではですね、先ほど言ったようにですね、こういった国保の問題についても根本的な解決にはなりません。やはり国保の安定化、持続可能な制度を目指すために必要なことは、広域化することだけでなく、今、半減されてきた国庫負担金をもとに戻しですね、国の財政支援を拡充すること。その上で払える国保料に引き下げ、誰もが安心して医療にかかる国民皆保険制度にしていくという、これがやはり、私は一番急務なことだと思います。そういった点でですね、こ

これはもう国の法律で進められていくことですが、やはり、私は、これは、国保の広域化はですね、やっぱりやめるべきだというふうに考えていますが、最後に町長にこの国保の広域化についての考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさにですね、我が国の医療保険制度の国民の誰もが、いつでもどこでも一定の自己負担で必要な医療を受けることができる国民皆保険制度であるわけであります。この国保につきましては、地域による最後のセーフティーネットとして重要な役割を担っておりますが、本町におきましても、高齢化の急速な進展などにより、医療費の増大、厳しい状況が続いております。国民健康保険の安定的な事業運営を図るため、特定健診・特定保健指導等に取り組んでまいってきておるわけでございます。これからも引き続き、より一層努力してまいりたいと考えております。

広域化につきましては、平成30年度から施行されることであり、これから標準保険料率などが検討されることになっておりますので、情報収集に努めてまいりたいと思っております。また、検討結果により、国保税が急激に上がることをのまないよう、状況によっては政策的支援として赤字補填も必要と考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後ですね、いろいろ計画等あるでしょうが、先ほど言われたように、やはり、芦屋町の町民の命と暮らしは芦屋町が守るという観点からですね、やはり、保険証の取り上げがないようにですね、一般会計からの繰り入れ、これもですね、考えてですね、今後対応していただきたいと思っております。

次に2点目としてですね、厚労省の医療保険制度改革骨子（案）を見ると、国民健康保険の改革による制度の安定化では、国保の財政支援を拡充するとして毎年約3,400億円程度の財政措置を行うとしています。平成27年度は低所得者対策強化のために、半額の1,700億円ですが、これが芦屋町ではどの程度になるのか。また、これを財源として活用してですね、先ほど言いました国保料の引き下げ、こういったことができないのか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

芦屋町でどの程度になるのかということですが、国の資料によりますと、この3,400億円の財政支援で見えますと、被保険者一人当たりの財政改善効果は約1万円という数字が出ておりますので、1,700億円ということになりますと、その半分ですので、一人当たり5,000円。芦屋町は大体4,000人くらい被保険者がおりますので、2,000万円程度の財政効果が見込まれるというように考えております。それと、この財源を利用して国保料の引き下げができないかということですが、26年度の決算においても、8,000万円の赤字補填をしております。その状況でございますので、2,000万円程度の財政的なものは考えられますけれども、国保税の見直しというのは考えておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これもですね、財源はそういったふうに国から出るお金を使ってやればどうですかというお話をしているわけですが、芦屋町もですね、やっぱり、町長も言われましたように一般会計からの繰り入れ、これをずっとやってきています。当初は国保基金からの繰り入れをしていたんですけど、国保基金がなくなる中では、一般会計からの直接の繰り入れとこういった状況になっています。平成25年におきましてですね、芦屋町としては8,710万円の繰り入れ、こういったことを行ってですね、一定の国保税を抑えるという努力はされております。その点は評価いたします。特にですね、そういった点で、例えば、国保料のモデル世帯の国民健康保険税を見ましてもですね、芦屋町というのは、給与所得が141万円で、40歳代夫婦と子供2人の4人世帯、これにおきましては、22万5,100円というのがモデル的な国保料となっています。これは県内で見ましてもですね、56番目の低さということで、そういった点では県内の中では、努力をされているところと言えます。また、国民健康保険一人当たりの保険料で見ましてもですね、7万4,369円ということで、これも県内では43番目ということですね。そういった点では一定のことをされていますが、ただ、国民健康保険税の滞納の問題にしますとですね、国保の世帯数が2,318世帯数で、このうちの滞納世帯が212世帯、10%。10件に1件はですね、滞納されているという状況です。この滞納に対して、芦屋町は短期保険証を121発行しているという状況です。これの先にあるのが、資格証明書というものがあありますが、この資格証明書は、芦屋町はゼロということですね、その点も一定の努力をされているところは評価できることです。ただ、この短期証明書にしてもですね、これが発行されたとしても、医療にかかれるかということ、やはりなかなか、かかれる状況ではないということで、やっぱりそういった点では、今の芦屋町の国民健康保険政策の中でも、医療から阻害されている方々がいるというの

が事実なことです。そういった点です、高すぎる保険料、払えない保険料から払える保険料にするためにですね、この保険者支援制度の財源をですね、原資として保険料の軽減を行うべきだというふうに考えます。これは、芦屋町だけの問題ではなくてですね、今、全国的にこういった制度ができて、これから財源ができるということで、名古屋市や京都市でですね、とか、ほかにもいろいろなところで、この財源を使って国保加入者の負担軽減を行うという、そういった措置を行っている自治体も多くあります。そういった点です、福岡県の中の自治体でもこの取り組みをですね、積極的に行っていくという自治体もありますので、ぜひ芦屋町においてもこの財源を利用して、国民健康保険税の引き下げという、そういったところをですね、やってもらいたいと思います。

先ほどの課長の答弁では、一般会計からの繰り入れのお金がありますので、それが出ているので、それに補填しますというようなお話だったと思いますけど、しかし、やはりあのもともとやっぱりその、何て言いますかね。例えば、今、芦屋町のその施策として、花火大会とかまた、砂像展とかね、そういったものが復活しています。それはね、やっぱり産業、観光とか、それからまた、外来者をふやしてくるとか、そういった点では、それは、それなりの効果があると思いますけど。それでは、なぜ芦屋町でこの砂像展とその花火大会をやめたかという理由を見ますと、それは、きょう午前中の横尾議員の質問にもありましたように、競艇事業がですね、なかなか厳しい状況になって繰り入れがなくなってきた。それと同時にですね、小泉内閣ができた中で、地方交付税がどんどんどんどん削減されていって、そしてそれによってですね、やっぱり芦屋町の競艇からの繰り入れもなくなる中で、毎年8億から15億くらいの基金の取り崩しを行わなければならなかったと。それと同時に小泉内閣による集中改革プランの押しつけによってですね、行財政改革をやっていけという、そういったことでいろいろな社会保障の切捨てとか住民サービスの切捨てとか、そういったものが行われたわけです。そんな中で、やはり住民ばかりにそういった負担をしていってもね、やっぱりだめなんだから、やはりそういった点では芦屋町としても、砂像と花火大会は、これはやっぱりやめないと住民にはこういったことを提案できないということで、やめたわけです。その後、一定のきょうの朝の質問にもあったように、一定の競艇からの繰り入れができてきて、町長の努力とかそういったものの中で、財政的な余裕が出てきたので、観光面での充実を図るといったことで、こういったことを復活させてね、こうしてきた。それはそれで、私はいいと思うんですよ。ただ、問題なのはそうしたら、そのときに切ったほかのものはどうするのかという問題です。ほかのものは切って、花火大会と砂像だけが復活させるというそういった点では、その財源ができてきたなら、やっぱりほかのものも引き上げなきゃいけないと考えないけんのやないでしょうか。ただ、それを全てまた、そしたらそのときに敬老祝い金を元に戻すとかそういったことではなくて、やっぱりそれはスパイラルとして、政策として、どん

どんどん発展せないけんという意味なので、やはり今のニーズにですね、必要なものにすべきだというふうに思います。それが、やっぱり子ども医療の問題でもあるし、そして、国保の引き下げ、そういったものにつながってくると思います。そういった点でですね、そういった観点も踏まえながら、ぜひですね、これも町からお金を出しなさいというわけじゃないですよ。県から下りてくるそういった国保のために使いなさいというお金を使って、それを財源にして、その国保の引き下げはできないでしょうかという、こういった提案をやっているんですけどですね。ぜひその点をですね、真摯に考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

る、いろいろ御注文が多い質問でございますが。あの今、議員、一つだけお忘れになられておるのではないかと思うんですが、午前中にもちょっとお話しましたように、今から急激に高齢者がふえてくる段階の世代、ここ10年でですね、その後国保の加入者がどっとふえるわけでございます。その後26年度決算は町から8,000万円で済んだけど、じゃあ今から5年先、この8,000万円で済むかという、恐らく4割から5割くらいアップするのではないかと危惧されるわけでございます。そういうこともいろいろトータル的にですね、やはりいろいろなシミュレーションをしてみないと。まああの川上議員がおっしゃられるとおりやれば、本当、芦屋町、すばらしい町だなあとということで、定住化も促進もできると思います。競艇事業お褒めいただきました。これもやはり事業でございますので、いつどうなるかわかりませんので、これにばかり頼ってやるとですね、また、さきの競艇の一番いいときに、もうお金どんどん補助金出してですね、やった建物建てた、そしたら今、老朽化。全部なった。そのツケが今、回ってきておるわけでございます。その辺も将来のことを見越していろいろ慎重にですね、シミュレーションしなければならぬと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町にだけにね、その、やったと言われるように、限界があると思うんで、もう基本的にはさっきも言ったように、国がやっぱり国保に対する財政投入を半減しているというところに問題があるので、そういった点では、私たちも国に対して意見書も議会にも上げていきますし、先ほども言ったようにこの意見書は全国から上がることによって、やっぱり福岡県の乳児医療制度を動かしたように、国のそういった政策をですね、動かすことができると思いますし。それはそれなり

に私たちも努力はしてですね、国保をやっぱり、その払える国保料にするために頑張っていきたいと思います。

それでは次にですね、空き家対策について伺います。

平成26年4月に芦屋町空き家等の適正管理に関する要綱が施行され、平成26年11月19日に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、芦屋町においても、空き家対策は重要な課題の一つです。

まず1点目に、芦屋町における空き家の件数及び空き家率はどうなっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

まず、空き家件数についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法による調査権を行使して専門業者等による調査は実施しておりませんが、平成25年度に各区長に協力してもらい、外観目視により把握している件数は78件となっております。

また、空き家率については、住宅土地統計調査の数値をもってお答えさせていただきます。なお、平成25年度にこの調査は実施しておりますが、まだ、調査結果が公表されていないため、平成20年度の調査結果となります。住宅総数6,690件のうち、空き家総数870件で13%という数値となっております。なお、この調査については、町内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びに、これらに居住している476世帯を対象に実施したものであり、現実の数から乖離しているものと思われる。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一応、芦屋町は78件で13%ということですが、これは全国ではですね、先ほど言われた総務省の住宅統計調査によると、2013年で空き家は820万戸。空き家率は13.5%となっておりますので、まあこの空き家率から見てもですね、全国的な状況であるということが伺えます。

それでは2点目にですね、芦屋町における空き家のうち、老朽化し、廃墟同然になっている地域環境に悪影響を及ぼしている空き家の件数と、その対策はどうなっているのかということについて伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

さきに述べた空き家件数78件のうち、老朽化し地域環境に悪影響を及ぼしていると思われる空き家は62件ほどあります。なお、その所有者に対して年に2回通知を出し、適正な管理をしていただくようお願いしております。また、平成26年度からは老朽危険家屋対策として、二つの補助事業を開始し、解体を促進しています。

平成26年度実績として、芦屋町老朽家屋等解体補助金、補助率が2分の1になります。また、上限が50万円。これが11件ありました。500万円ほどの補助をしております。また、芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金、最大100万円は、1件あり、90万円の補助を行っている状況です。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、こういったやっぱり老朽化した住宅がですね、多くあると、例えば、家屋の倒壊の問題なんかもあるんですけど、一つはやっぱりちゃんとした家で、家具とかそういった部分も置いてあって、空き巣とか窃盗とか、そういった部分の犯罪の温床にもなりますし、また、近年ではそういった空き家から出火するというね、火事が起こるといふそういった状況もあるので、やっぱりこれについては本当に早急に対策をとって管理をしていかなければならないことですが、この間、空き家対策特別措置法ができたわけなんですけど、芦屋町には先ほど言った、芦屋町空き家等の適正管理に関する要綱というのがありますが、この関係はどのようになるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

この、国の特措法ができているわけですが、この特措法ができる前に、この要綱の制定をしております。今、国が進めている分につきまして、次に計画をつくりなさいというふうになっております。いろいろな市町村が条例等で空き家の対策に関する条例をつくっておりますが、この国の特措法ができた関係で、この計画に基づいて行えばいいことになりました。これにつきまして、芦屋町としましては、さきの議会で、芦屋町空き家等対策協議会を設置して、この中で計画等をつくっていく予定となっております。

以上になります。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、この空き家対策特別措置法の中で位置づけられている特定空き家の位置づけというのは、これはどういったふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定義が定められています。1番目が、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2番目に、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3番目に、適切な管理が行われてないことにより著しく景観をそこなっている状態。4番目に、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等をいう、となっています。具体的には、柱が傾いている、屋根が変形しているといった安全性に問題がある空き家や、動物の糞尿やごみが放置され悪臭が発生している、シロアリが大量に発生しているなど衛生面に問題のある空き家などが挙げられています。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、こういったですね、特定空き家に対してですね、今度の特措法の中では、市町村に与えられた権限というのが出てきていると思いますが、それはどのようなもののでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

特別措置法の規定に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ、計画的に実施するため、国の基本指針に即して定めるものがいくつかあります。この協議会の中で、この計画を定めていくのですが、九つほどありまして、1番目が経過期間。それから2番目に対象地区。3番目に対象とする空き家の種類。4番目に今後の空き家対策の基本的な指針。5番目に空き家等の調査に関する事項。6番目に適切な管理の促進に関する事項。7番目に特定空き家等に対する措置その他の特定空き家等への対処に関する事項。8番目に空き家及び空き地の活用の促進に関する事項。9番目に空き家等対策の実施体制に関する事項となっています。この中にですね、決めなくちゃいけない部分、町ができる部分というのがありまして、特定空き家に定めた場合に今、家が建っている土地については、税制上6分の1の軽減措置が図られております。これを勧告することに

よって6分の1の減免がなくなるということになります。また、行政代執行による解体も行えるようになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それではですね、行政代執行もできるということで、やっぱりこれはかなりのですね、権限が委譲されているわけなんですけども、そういったことをやっていく上で、町としてもその情報を把握するとかそういった問題なんかも出てくるんですけど、こういったことに対して、今度の特措法の中ではですね、自治体に対しての財政上の措置、またはいろいろな税制上の措置、支援ですね、そういったものが出ていると思いますが、その内容についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

まだ、この協議会が設置されたばかりで、まだ今からの検討になっていくと思われまます。
以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、その3点目の空き家を有効活用する対策をとり、定住促進などに活用する考えはなのか。これについてはどういった考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

現状として定住促進につながる空き家をリフォーム等により、有効活用する対策はありません。これにつきましても、4月から発足した芦屋町空き家等対策協議会の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

先ほどの国からの財政措置の中にですね、こういったふうなところで移住関連の情報の提供、相談支援を配置した場合、こういった場合には、その国からのですね、経費の支援が行われるというこういったことも特措法の中にうたわれつつあると思うので、ぜひそういったものを活用してですね、担当者を配置して、やはり定住促進にですね、進めるようにですね、十分ですね、取り組んでいただきたいと思います。

最後にですね、この問題についてのですね、やっぱり行政代執行とかそういった部分もあるものについてなので、やはり留意点をですね、やっぱり述べておきたいと思います。

まず第一にですね、空き家の倒壊防止については、周辺住民と所有者など、関係者の十分な合意や納得によってこそ、効果的に進められるということです。全国で制定された空き家対策の条例の多くは、自治体が行っている助言や行政指導を条例として体系化することで法的な根拠を明確にして、対策を推進しやすくすることによってその眼目があります。行政指導とは、強権や懲罰に基づく法令とは違い、当事者の協力や合意によって政策の目的を達成するものです。だからこそ多くの自治体では、条件付きの助成や支援を受けながらまた、所有者への粘り強い相談と説得を続けて合意を目指しています。合意形成こそ倒壊防止対策の基本である以上、合意のない氏名公表、また強権措置や合意や協力を損なうおそれがあり、その発動についてはですね、慎重の上にも慎重を期さねばならないというふうに考えます。

第二に、住宅の良好な社会的ストックを重視するという観点です。これまで、日本の政治は新築の持ち家に偏重した住宅政策を進め、しかもそれを個人の財産の問題として処理してきました。個人の財産であることを理由に、住宅の改修には何の公的支援は行ってこなかったために、多くの住宅の老朽化が進み、放置された空き家が危険家屋となっています。適切な管理を施した空き家は社会的資産と位置づけられるべきであり、だからこそ住宅リフォームへの助成を始め、住宅の改修への適正な公的支援が不可欠です。段階に応じたさまざまな公的支援によって、住宅の良好な社会的ストックを創出すれば、空き家問題の根本を解決できるとともに、多くの住民に国連のイスタンブール宣言に記された適切な住居への権利を保障する道を開くというように考えます。芦屋町がこうした公的支援の検討へですね、進むよう強く求めるものです。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ここで、しばらく休憩いたします。なお、14時20分から再開いたします。

午後2時7分休憩

午後 2 時20分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番の松岡でございます。どうかよろしくお願ひいたします。新人議員ですので、初めての一般質問になりますけれども、皆さんに御迷惑かけるかと思ひますが、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

私の専門分野といひますか、35年間自衛隊のほうで救難部隊におりましたので、その関係で防災資格も取りまして、今回ですね、この防災について質問させていただくようにいたしました。

平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓として、国のほうは防災計画、それから福岡県のほうも地域防災計画が23年と24年にそれぞれ見直しが行われております。芦屋町につきましても地域防災計画もこれらとの整合を図るために、平成25年3月にすばらしい防災計画ができていようにお見受けいたしました。地域防災計画に基づく防災対策の推進は、町民の生命、身体、財産の保護の観点から、町の施策の中でも特に重要な課題に位置づけされているというふうに判断いたします。本日は、この重要課題である防災対策の推進状況について通告書で出しております内容に従ってですね、質問させていただきたいと思ひます。

初めにですね、地域防災計画の策定の基礎となります防災アセスメントを実施されているわけですが、その結果及びそれに基づいてハザードマップが当然作成されているかと思ひますので、これについてお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災アセスメントの結果に基づいたハザードマップの作成の状況はどうかという形につきましてお答えいたします。

平成22年3月に洪水ハザードマップを作成しております。次に平成22年10月に地震ハザードマップ及び津波ハザードマップ、平成26年9月に簡易版の土砂災害ハザードマップを作成しております。洪水ハザードマップにつきましては、遠賀川河川事務所、国土交通省より調査結果の情報をいただいて作成しており、地震・津波のハザードマップにおきましては、町において独自にアセスメント調査を委託して行って作成をしております。土砂災害ハザードマップにつき

ましては、これにつきましては県より調査結果の情報をいただき作成をしているという状況になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お話がありましたけども、近年はですね、災害を見ますと異常気象が要因となって、今までになく災害が発生している状況にあります。近年、昨年度も広島のように土砂災害がありまして、テレビ等を見ておきますと、皆様がよく言われるのは「今までかつてない豪雨のために、経験したことのない災害が起こっている。」というふうにお伺いします。そういうことで、芦屋町につきましてもですね、今のところこの防災アセスメントが実施されているわけですが、この近年の異常気象に伴って、改めてアセスメント調査をやり直す必要があるんじゃないかと思うんですけど、これについていかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的にアセスメントの見直しという形の中で、今、言われておりますけれど、被害状況がもし変わった場合は、やはり必要ではないかというふうに思っております。現在つくっておりますハザードマップにつきましては、津波・地震ハザードマップにつきましては、県が平成23年度に実施しました地震・津波に関する防災アセスメント調査と町が作成しましたアセスメント調査を比較した場合、問題はないという形の中で、現時点では、ハザードマップの見直しは大丈夫ではないかというふうに思っておりますし、土砂災害ハザードマップにつきましても、土砂災害特別警戒区域等を平成26年2月に県のほうで指定されまして、それに基づいてハザードマップをつくっておりますので、見直しの必要はないと考えております。ただし、先ほど言われました、ゲリラ豪雨的なところや、風水害に関わる洪水ハザードマップにつきましては、現在、遠賀川河川事務所のほうで見直しを行うという形の中で、計画をしているということを聞いております。

現在の想定では、直方の日の出橋の上流で、2日間に約405ミリの大雨。おおむね150年に1回の確率で起こる大雨が起こった場合、遠賀川流域に降って、遠賀川及び西川などの支川が氾濫した場合に想定される浸水区域と浸水時の水の深さなどを示していますけれど、これが2日間の雨量が約倍という形の中で想定した中で、今、データ収集をしているという形で聞いておりますので、これにつきましては、そのデータが公表されれば、それに基づいて見直しを行いたいというふうに考えております。時期につきましては、先日、ちょっと遠賀川河川事務所との懇談

があったんですけど、今、やっている最中ですので、時期的なところは27年度中には何とかという形の中で言われておりますので、早くこのデータをもとにできるのが、28年度に見直しができるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、ハザードマップについての御説明がありましたけれども、今申し上げましたように、気象の変化に応じて、いろいろな災害が起こっている可能性が非常に高くなりますので、状況がですね、変わった。そういった情報を得た段階ですら、やはりハザードマップが防災計画の中心的なものになってきますので、そのあたりの配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番のところに入りますけれども、防災計画の中に防災会議の開催状況、定期的にこれを開催するようになっておりますけれども、防災会議の状況についてお伺ひします。ここ3年のですね、防災会議の開催状況及びその内容についてお伺ひいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

この3年間という形の中で、24年度につきましては3回、25年度は実施しておりません。26年度は1回開催しております。内容につきましては、24年度は4点の見直しを行っております。まず1点目、情報収集・伝達体制の強化。2番目、避難体制の強化。3番目、原子力災害対策の追加。4番目、各種予防、応援対策の推進、強化の修正を行っております。

平成26年は、6点の見直しを行っております。1点目、避難所の指定の見直しという形で、指定緊急避難場所と指定避難場所に名称を変更しておりますし、場所も若干変えております。2点目、避難行動要支援者名簿についての記載をしております。3番目、安否情報の提供等の記載。4番目、罹災証明関係についての記載。5番目、被災者台帳についての記載。6番目、特別警報の新設に伴う修正を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。ところで、防災会議委員名簿に航空自衛隊芦屋基地の教務課の計画班長は名簿に載って、委員として指名されておりますけれども、ところが、芦屋町の地域防

災計画の中の記載の中で、関係機関に自衛隊という記載項目がありますけども、そこには航空自衛隊関係の記載が全くありません。これのいきさつを教えてください。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

委員としては、自衛隊のほうからこの教務課班長さんが委員として出席をしていただいておりますけれど、福岡県の地域防災計画との整合性を図って、芦屋町の地域防災計画中を作成しておりますので、県の中にこの航空自衛隊芦屋基地という形の名称が入っておりませんので、記載はしていないという形になります。

県の地域防災計画では、自衛隊の派遣等に対しては、市町村長からの派遣要請に基づき、知事等が必要と認めた場合、県よりその陸上自衛隊第4師団に要請するよう県の防災計画でなっているため、芦屋町だけがこの航空自衛隊芦屋基地を独自にその支援という形の記載ができないという形になっております。また、県において災害状況により、航空自衛隊西部航空方面隊司令官及び海上自衛隊佐世保基地総監に県より派遣要請するような形でなっておりますので、町が県のほうに要請して、そこから状況によって配置されるという順番になっておりますので、芦屋町の防災計画の中には航空自衛隊芦屋基地という名称が入っていないという形になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お話がありましたけども、自衛隊におりました人間として申し上げますと、陸上自衛隊が中心的な役割を果たすというのは、当然、地域的なものがありまして、そういうことは起こり得るかと思うんですけど、要請権者は当然ながら、今お話がありましたように福岡県知事に当たると思うんですが、発令権者になりますと、三幕がありまして、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊とそれぞれの指揮に応じて発令があります。そういったことで、陸上自衛隊の指揮官がそういった調整をするようにはなっているかと思うんですけども、芦屋町の特性として航空自衛隊が常駐しているわけでありまして、その中に私も救難部隊におりましたので、その部隊を動かす。または、この学校としております人員を動かす。そういうことで火災については、そういった協力体制ができているかと思うんですけども、こういった地震、緊急、偵察そういったものを含めた場合には、やはり、いるそういった航空自衛隊を使うことが非常に重要なと思うんです。そういうことを日ごろの中でやっぱり調整をしておかないと、地震が発生した急な場合に調整がなかなか進まない。陸上自衛隊さん、早急にお願いします、と言ってもそういった専門分野では

ない。そこにおります、私がおりました部隊は救難部隊で、そういった災害に一番長けている部隊でありましたので、そこを動かすというのが非常にやっぱり重要なことじゃないかなと思いますので、これについては、もう一度考えていただければよいかなと思います。

そういうことで、芦屋町地域防災計画は、関係機関が策定しています防災業務計画、自衛隊にとりましては災害派遣計画との整合は図っておられるのでしょうか。この件はいかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には県の防災計画と整合性を図りながら作成をしておりますし、その他の関係団体につきましては、災害に関する協定書を結んで調整を行っているという形になります。松岡議員が言いました、自衛隊に関して詳しくというところまでは調整はされていないというのが今の現状になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、申しましたように自治体、芦屋町としてですね、災害対応する場合、防災計画に基づいてやっていくわけですけども、関係機関というのはそれぞれに防災業務計画を策定しております。そういうことで関係機関は、それぞれに自分たちの与えられた任務を整々とやるだけですので、芦屋町に災害が起こった場合に、どのように芦屋町の災害派遣対応を行うかということについては、全くその起こった時点でしかできないような状況にあるので、やはりそこは芦屋町の担当部課または総務課になると思うんですけども、対策本部が始めどのような対応をしていくかということについて、そういった防災関係機関をいかに使うかということが重要になるかと思うんですね。そういうことで、やはりあの彼らが持っております、関係機関が持っておりますそういった防災業務計画とのすり合わせというのは、事前にしっかりやっておかなければならないと私は判断します。そういうことで、当初、防災会議の開催回数をお伺いしたのは、やはりですね、防災計画をつくる時は、3回の防災会議でそれぞれの関係機関との調整が図られたと思うんですけども、やはり防災というのはいつ起こるのかわからない。状況は変わっていることもある。まだ準備も十分ではない。そういう中判断しますと、防災会議の開催回数は、私は少ないんじゃないかと考えるんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われましたとおり、各関係機関とのすり合わせ等をしてないというところもございますので、そこら辺につきましては、定期的開催するような形で考えてはいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

続きましては、地域防災計画に基づく防災対策の推進状況を確認させていただきます。防災マニュアルについては職員の方はお持ちになっているかと私はお見受けいたしましたけど、対策本部各班のほうですね、対策本部の中には職員の方、役場の職員の方がですね、それぞれの部署で与えられた任務を当たられるというふうになっておりますけども、その防災マニュアルというのは作成されているかどうか確認させてください。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員用の防災マニュアルにつきましては、平成15年に職員災害応急マニュアルを作成し、更新につきましては順次行っている状況になります。平成24年には、風水害・地震・津波に対する課配備体制の見直しを行っておりますし、平成25年度は、地域防災計画の見直しに伴い更新を行っております。26年度につきましては、新しい課が新設されておりましたので、業務の役割という形で組織の変更を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お伺いしましたけれども、できあがっているということで、今、災害が発生し、職員の方はマニュアルに従って十分対応できると判断してよろしいですか。これはですね、総務課だけじゃなくして、私は、町役場の職員の方全体に関わることだと思っておりますので質問させてもらってもよろしいですか。というのは、今聞いたら、自分はどのように動くかというのは皆さん御存知ということでよろしいですね。マニュアル持っておられるということで。いかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

一応こういう形で、各職員のほうへマニュアル等配付しておりますけれど、全員が全員きちんと把握しているかどうかというのは非常にちょっと、今、聞かれると、即、皆さん答えられるかどうかというのは難しいのではないかという形でちょっと考えております。どういう質問が想定されているのかちょっとわかりません。申しわけございません。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、申しましたのは、総務課のほうはですね、マニュアルを皆さんに配付したりということで、皆さんに御理解していただけるようにお考えになっておられるかもしれませんが、やはりその対策本部でそれぞれに任務を与えられて、自分が発生したときにどのように対応するかというのは、総務課の方はわかっておられるかもしれませんが、それぞれの部署の方が自分に与えられた任務をどのようにやるのかということをおわっているかどうか私は聞いたかったですね。ということで、やはりこのマニュアルを作成して、災害が起こったときに、やはり自分がどのようなことをやるのか。調整するにしても、今、先ほどの業務防災計画とのすり合わせというのがあるんですけど、そういった機関との調整をするとなった場合には、どういう調整をするのかとか、何を準備するのかとか。そういったものをマニュアルでしっかりと定めておかなければ、実際のアクチュアルの中では対応はできませんよということを私は言いたかったわけですね。そういうことで、しっかりとそのあたりは取り組む必要があるのではないかというように思います。

続きまして、3番目に行きますけども、それでは防災訓練は計画的に行われているかということですけども、今までの実績をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災訓練の計画についてという形で、平成22年から行ってありますものをお答えしたいと思います。

平成22年8月に町内一斉の防災訓練を行いました。23年6月は県の全体の防災が芦屋港のほうでありましたので、そちらのほうに参加をしております。平成24年11月に自主防災組織リーダー育成講座という形と訓練という形で行っております。これは自治区が主体として行っているものでございます。平成25年10月につきましては、職員を中心とした災害対策本部設置運営訓練という形で、図上訓練を実施しております。平成25年11月から3回で、自治区のほうで特色ある自主防災組織育成事業という形で、講演会と避難訓練のほうを実施しております。

平成26年2月に災害対策本部設置運営訓練、これにつきましても図上訓練を行っております。平成26年の6月に防災講演会と炊き出し訓練という形の中で、これにつきましては、ハンズオン・キッズ、子供や女性防火クラブや自治区の方に参加をしていただいた中で、炊き出し訓練等を講演等を行っております。平成27年7月は避難所設置と運営図上訓練という形で、教育委員会の職員と消防関係者等で行っております。平成26年9月におきましては、全4回シリーズで、地域津波避難計画策定支援事業という形の中で、白浜区のほうで講演会と津波等の避難経路を確認した中で、避難訓練を実施したという形で聞いております。今年度につきましては、三軒屋区を対象に、洪水という形の中で、避難訓練を実施するような形で計画を進めているという状況でございます。

すみません。26年の7月、27年と今申しました、26年の7月に避難所設置と運営図上訓練を行っているという状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

訓練をちょっとお伺いしましたけども、一部の区域、一部のシステムを使った訓練にとどまっておるかというように思われるんですけど。やっぱりこういった事態に対応するためには、訓練をどのくらい積んで、それを、成果をどのくらい何を得たかというのをしっかりとですね、積み重ねていかなければ、十分な訓練ができていないかな。いくら訓練を積んでもですね、実際の場合には、ほとんどはその成果を生かせないのが実態じゃないかと思うんですね。そう言いながらも、訓練をやらなくなるとなると被害のほうは大きいということだと思いますので、これはしっかり取り組まなければならないと思うんですけど。

ところで、今、防災訓練についての実施回数をお伺いしましたけど、全体的な成果は何か得られたものがあるかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に役場が中心となっておりますのは、この図上訓練を行っております。災害対策本部の設置運営訓練という形の中で、刻々と状況が変化した中で、班に分かれてどういうふうな対応をしていくかという形の中で、図上での訓練ですけど、それによってどういうふうな職員が対応しないといけないかというところの中では、非常に実践に向けたような形の中でできているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

成果は十分であったというように課長は言われましたけれども、訓練というのはですね、主要の狙いを持って計画されているというのは思いますけども。今、防災訓練をやるときに、それぞれに主要な狙いがあるって、手段があるって、それにどういう結果を得られたかというのが訓練の成果じゃないかと思えます。

じゃあ、細部ですけども、防災訓練をやった結果、防災マニュアルにですね、どういうふうに反映されたんですか。特にですね、図上演習をやったということは、対策本部の運用要領を演練したわけですよね。そうですね。そういうことであれば、当然のことながら、いろいろな問題が生起して、防災マニュアルに反映しなければならない事態が起こっているかなと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

図上訓練等行い、いろいろな本部もありましたし、搬送や避難所の開設とかの形の中で、その中で今回2回ほどやっている中で、反省点等は出ております。それをマニュアルにきちんと見直しをしていかないといけないというふうに思っておりますけれど、その訓練等での反省や問題点を抽出した今状況だという形で、それを見直しまではまだできていないというのが今の現状になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今ありましたけども、せっかくやった訓練です。やはりですね、その訓練の成果というのは即ですね、次のステップに進むための準備をしなければ、次の訓練が行うことができません。そういう意味で迅速なですね、結果をもとにですね、また次のこの準備をしていただく。その中で次の計画に進んでいただくと。そういった計画的なですね、策定のもとに防災訓練計画を策定していただいて、単年度でなくして、複数年を見渡してですね、中期、長期のですね、防災訓練計画を策定していただければいいかなと思えます。

それでですね、次になりますけれども、災害のおそれ。それから発生した場合にですね、町民

の皆さんに迅速かつ確実に必要な情報伝達をしなければならない責務がありますけども、情報伝達の体制について説明してください。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

情報伝達の手段という形の中で、情報伝達の手段としましては、福岡県の防災行政無線の整備を、まずしております。その次に全国瞬時警報システム、Jアラートというものです。それと町の防災行政無線、MCA無線を情報伝達の手段として整備をしております。

防災行政無線の放送内容を電話で確認できる、防災行政無線自動録音装置を平成26年より導入をしております。そのほかとしましては、携帯電話NTTドコモ、ソフトバンク、KDDIですかね、auが提供しております緊急速報メールという形の中で、通称エリアメール、芦屋町にいらっしゃる方に対して情報伝達できるという仕組みを導入しているという形になります。配信につきましては、この対象地区にいる携帯電話をお持ちの方にエリアメールという形の中で、情報を配信できるという形で、町内勤務者や観光、芦屋町にいらっしゃる方に、もし、そういう災害の情報で伝達をした場合は情報が配信できるような形で、各社と契約を行っております。それと、放送設備を装備している広報車両としては、町としては4台、あと消防関係車両が6台ございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。

防災無線なんですけども、今、お話がありまして、町につきましても聞き取りづらい、雨や豪雨で聞き取りづらい。それから環境でそういった防災無線が届かない。そういったことで今、自動録音装置をその後、問題を解決するために設けられたということですけど、もう一度これについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、松岡議員さんが言われましたとおり、天候の状況などによりまして、防災行政無線が聞き取れなかった場合や、聞き逃した場合に、放送内容を自動的に録音しまして、それが受信できるという形の中でなっております。電話番号につきましては、0180-999-992番になります。

す。料金につきましては通話料が発生しますが、ここにかけていただくことによって、防災行政無線をもし聞き取れなかったときだとか、聞き取りにくいときにもう一度聞き取ることができる。これは自動に流れておりますので、かけていただければ確認ができるというふうになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お話がありまして、無料じゃないよ、有料ですよというお話もありましたけど。それとですね、この情報を得るために、番号というのは町民の皆様には、周知、徹底は図られていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、一番初め、設置した当初に広報で周知を行っておりますし、6月1日号、今回の広報誌の中にも周知という形の中で、風水害に対して避難場所を含めた中で、防災行政無線が聞き取れなかった場合の電話番号は広報でお知らせするような形でしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

やはりですね、この災害に関する対応に関しては、やはりですね、いち早く町民の皆様には正しい情報を確実にですね、伝達して対応していただく。または自治区の皆様の対応でですね、早めの避難をしていただく。そういった体制づくりが重要なことでもありますので、やはりそういった情報が伝達できないという事態も当然地震の中でも発生するようなことでもあります。そういうことで、そういったことが起こってもいいような対策を、次から次にやっぱり打っていただかないと、皆様の命を守ることはできないんじゃないかと思っておりますので、これについてはですね、自動録音装置が有料ということで、無料にしたほうがいいという意見もあるかと思うんですけど、財政のこともありますので、今後の課題とさせていただきます。

そういうことをですね、いろいろな自治体もやはりこれについては努力しております、太宰府市ですけども、福岡県の太宰府市、ここでは6月1日から配信希望者に対して、電話、FAX、メールで直接ですね、登録されたその方に、申請された方に対して、災害が発生した場合に連絡

していただく。そういうシステムをつくっているところもありますし、埼玉県の狭山市ですけども、フリーダイヤル化して、一応無料でそういった情報の提供もやっているということですので、そういったですね、伝達体制については、やっぱり最大の努力をしていただけたらいいのではないかと思います。

それで次に移らせていただきますけども、次は最後になりますが、地域防災計画の記載内容についてちょっと確認させてください。

まず一つ目は災害対策本部の位置についてはですね、防災計画を見ますと総務課に配置するようになっていきます。これにつきましては、この総務課が使えないときはどうするのかと。今のところですね、この町役場の総務課は被害を受けないというように、多分たかをくくっておられるかもしれませんが、これがどうなるかちょっと私もわからないと思うんですが、総務課が使えないときにじゃあどうするのですかと。それについてはいかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害対策本部の設置につきましては、地域防災計画に基づき、庁舎内の総務課に置くということにしておりますけれど、役場等が機能を失うときにつきましては、本部長、町長の判断により災害対策本部を移設するという形となっておりますので、その状況によって災害対策本部を移動するという形の中で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

対策本部を移動するという簡単なお話でしたけども、防災対策ですねというよりは、そういった災害が発生したときにですよ、地震が起こっている、そういった中で、指揮を行う中核となるその位置が変わる。通信手段も変わる。通信手段がなくなる可能性もある。そういった状況では指揮が取れないんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、既存にある機器を使っての対応をしていくという形の中で今の時点では考えている状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

やはりですね、先ほど住民の皆様には避難してもらうための通信手段の確保ということだったんですけど、こういった重要なですね、職責を遂行するためにはですね、やはり町としてですね、責任を負っているそういった指揮をしっかりとやり、また調整をするというところは確実に確保すべきだと私は思います。先ほどから何度も自衛隊のことを話しますが、自衛隊組織というのは、やはり、指揮所は、要するに戦闘場面で失うことがありますので、次の、次のという形で探していくわけですけど、やはり通信手段も指揮をやる上で重要なセクションの一つです。そういった指揮通信ができるようなところが何カ所もあるというように私は当然考えられないと思うんですね。そういうことで、できましたらというよりも、必ずですね、代替の位置については明示していただきたいし、そういった指揮機能を持った対策本部の代替を設けていただければと思います。この点、いかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、言われました代替の場所という形の中につきましては、いろいろ検討した中で、今後も本庁舎もありますし、ほかのところでソーラーを設置して電気を使えるようなところ、総合体育館とかも考えておりますので、そこを今後、位置づけとして考えていくとかいうこともありますので、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

よろしく願いいたします。やっぱりそういった責務を遂行する上でですね、重要なことだと思われまますので、しっかりと検討していただきまして、準備を進めていただければありがたいと思います。

続きまして、避難所なんですけど、指定緊急避難場所として、公民館等がですね、多く指定されているかと思えます。ただし、これにつきましては、災害の種類別、対応によってですね、適否が防災計画の中に記載がされております。実際ですね、避難所に行ってみますと、そこについては、適否については全く記載がされておられません。これがどうしてこういうふうになっているのかよくわからないんですけど、その避難所の表記については、どうなっているか総務課のほう

で掌握されておりますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

表記場所につきましては、平成21年、22年当時に、災害避難所と地区避難所という形の中で地域防災計画の見直しの前のときに、一応設置をしております。その当時がこういうふうな種別ごと、災害の種別ごとにどこが適しているというものが、当初、地域防災計画の中にはございませんでした。そのため今回、指定を、26年見直しを行いまして、指定緊急避難場所と指定避難所という形になっておりますので、この表記や内容につきましては、今後順次、変更をしていかなければいけないのではないかと考えております。周知について今回の6月1日号の広報とか、変更になった時には周知をかけておりますし、ホームページ上にも載せていかなければいけないというふうには思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お話がありましたように、皆様には、町民の皆様にはちょっと徹底されてない状況にありますので、これにつきましてもですね、多分ですね、先ほどの話とつながるんですけど、避難訓練をやる。そうしたときにですね、自分は町民の皆様が避難するときに、どこに行くかというのを本当にわかっておられるかどうかというのを私、疑問だと思うんですね。今お話がありましたように、実際はそこに事象があるので、行ったらそこには避難できないなとわかるのか、そういう状況にあるんですけども、やはりあのどういった災害で避難勧告が出た。それは何の避難勧告で、自分はこのときはどこに行くかと、町民の皆様がそのようにして考えていただいて、やはりあの自治区等でですね、誘導していただいて、いち早く避難をしていただくというのがベストじゃないかと思うんですけど。要するに避難場所が適か否かわからないというのも大きな問題じゃないかと思うんですね。これについてもですね、やはり先ほどの情報伝達の番号とですね、こういった避難場所の適否についてもですね、やはりしっかりとですね、皆様に周知徹底をお願いしたいと思います。そうしなければ、やっぱり皆様の命、財産は保護できるような状況にならないというように思いますので、一つよろしく願いいたします。

今回、私の一般質問の内容は以上のとおりですけども、まだまだたくさん本当はあったんですが、やはりですね、この防災というのは、起こらないとやっぱり私たち身にしみないんですけど、この東日本大震災の教訓をですね、しっかりとやっぱり見据えてですね、自分たちの命をしか

りと守る体制づくりをですね、やっていかなければならないと思います。特にですね、防災対策を推進していく上でですね、一番、最も重要なのはですね、何かというところに関わる関係者職員の皆様も含めてですね、町民の皆様全体を含めた防災意識の高さがどこにあるかというところだと私は思います。私は関係ないと思っておられる方がおられるかもしれませんが、それは大きな間違いで、皆様方のこういった防災の意識の高さ。これがですね、全ての防災に対しての減災、そういった被害の局限、こういったところにつながると思いますので、私自身もですね、そういう知識をある程度持ち合わせておりますので、しっかりとですね、防災意識の向上、こういったところにしっかりと尽力してですね、安全な町づくりにやってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

しばらく休憩いたします。なお15時10分から再開いたします。

午後3時1分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、5番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

それでは5番、刀根正幸でございます。5番目ってことで、大変お疲れのことだと思いますので、ある程度簡略化したところですね、進めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは通告書に基づきまして、一般質問を行います。

まず第1点目でございますが、平成27年度施政方針、今回、町長のほうが述べられたわけですが、その中から質問をさせていただきます。まず第1点、町長が掲げる10点のマニフェストと後期基本計画さらには、地方創生本部が作成する「芦屋町まち・ひと・しごと総合戦略」の違いについて御説明お願いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず言葉の意味合い、それから法的根拠等についてお話したいと思います。

マニフェストについては、一般的には選挙において政党や首長、議員の皆さんなどの候補者が、有権者に政策本位の判断を促すことを目的に、当選後に実行する政策をあらかじめ約束し、それを明確に知らせるための声明書という意味合いで使われています。一言で言えば、選挙公約という言葉がふさわしいかと思います。

次に後期基本計画ですが、これは10年間の総合振興計画の前期と後期の5年間ずつの計画のうち後半部分の基本計画となり、基本構想の施策の大綱に基づき、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものであります。現在の第5次芦屋町総合振興計画は、平成23年度に将来像「魅力を活かし、みんなでつくる元気なあしや」の実現に向けて策定したもので、今年度は前期基本計画の最終年度となっています。

法的根拠につきましては、昭和44年に地方自治法で「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うこと」という内容が規定され、市町村の総合振興計画策定が義務づけられました。平成23年には計画行政による運営が定着したことにより、法的な義務づけは撤廃されましたが、むしろ自治体が独自の計画を立て、自治体経営をしていくという考え方が基本になってきていて、行政評価・施策評価といった進行管理との連動性がポイントになってきております。

総合振興計画は町の最上位計画に位置づけられ、まちづくりを円滑に進めるための長期的展望を踏まえた計画であり、他のいろんな計画への展開や予算措置のよりどころになる計画でもあります。

最後に「まち・ひと・しごと総合戦略」についてですが、平成26年11月28日に国の「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。第1条の目的では「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏の人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」という内容になっています。

言葉の定義としましては、まず「まち」ですが、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成ということです。「ひと」とは、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保のことを言います。「しごと」とは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出となっております。

第2条では七つの基本理念が、また、第10条では市町村の総合戦略策定の義務づけが規定されています。現在、国の26年度補正予算に伴い、地域消費喚起・生活支援型としてプレミアム商品券発行事業や地方創生先行型として、出産祝い金事業などに取り組んでいますが、国の4つの基本目標である「地方における安定した雇用を創出する」、2点目が「地方への新しい人の流れ

をつくる」、3点目が「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、4点目が「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」。これら目標を実現するため、今後5年間の計画を策定する必要があります。

このように法的根拠や目的、目標などの違いはありますが、わかりやすく説明すると後期基本計画は町の最上位計画です。「まち・ひと・しごと総合戦略」の策定は、後期基本計画と同時期になるため、当然、そのすり合わせは行いますが、ただ総合戦略はその目標が先ほど話した内容のとおり、基本目標に特化しているため、役場内のプロジェクトや推進委員会の委員さんも後期基本計画の体制とはおのずと違ってきます。また、国からの情報支援、財政支援、人的支援という三つの支援があることも、大きな違いで、全て総合戦略を策定することが条件となっております。

また、マニフェストについては、後期基本計画において、実施計画に取り入れられるものがあれば取り入れますし、総合戦略に組み入れられるものがありましたら、当然、組み入れ、国の財源を確保しながら戦略を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今、大体その違いっていうものがわかりました。今の後期基本計画、それから、まち・ひと・しごとの総合戦略っていいですか、創生本部がつくる仕事。そして、これらの仕事というのはこの課で全部つくられるんですか。担当がばらけてくるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

事務局は、基本的には企画になります。企画がするっていうのは、基本的には企画は取りまとめですので、先ほど言いました総合振興計画は全課にまたがる場所ですから、やり方としては後期基本計画の中身はワークショップをしたり、いろんな情報収集した中で係長クラスのワーキングチームだとかですね、最終的には審議会にかけて議会報告をしてパブリックコメントという流れになります。事務局は、基本的には企画で間違いありませんけど、そのその分野でいろんな課、係が中心になっていくということです。

まち・ひと・しごとに関して言いますと、先ほど言いましたように、要は若い世代の結婚出産だとか、仕事をつくるだとかということなんでですね、どうしても地域づくり課、農業関係、漁業関係、商工業関係、それと若い世代のソフト事業の展開、そういうところの課、係が中心になるかと思っております。

マニフェストは先ほど言いましたように、そこに当てはまれば後期基本計画にものつけられるのはのつけていきますし、まち・ひと・しごとのような内容に特化するものは、そこで当然すり合わせをしながら上げていくということで、いずれにしましても後期基本計画が最上位計画でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今のお話の中でいわゆる、ある意味、後期基本計画を特化した内容、それが地方創生本部がつくるものだという認識で大体間違っていないでしょうか。いいですね。

それでは、2点目に移らせていただきます。上記の内容に加え、生涯学習推進本部や行政改革推進委員会、さらには福祉計画策定委員会など数多くの基本計画をつくっていくというものがあるんですけども、住民の方々にとってみるといろんな形が広報に載り、なかなか理解しづらくなっていくんじゃないかなと。だったらよりわかりやすく、今、説明があった内容のところ、後期基本計画がこうなりましたと、特化したものはこうですと、さらに各分野に分けたものがこうですと、ある程度、幹を一本にまとめて、そしてやっていく必要があるんじゃないかなと考えております。といいますのがですね、私なりに感じているところっていうところで、行政そのものっていうのは、どうしても縦割り社会というのかな、職場的に縦割りになっています。そうすると進んでいく方向が一本っていうんですかね。一本に全部つながっていく、そういった形で初めていろんな形に効果が出てくるんじゃないかなというふうなところでございます。

つきましては、そういったところがよりわかりやすく、住民に理解され、そしてこれが私自身が、実はこの創生事業そのものが町を左右するだけの形になり得ると。これ非常に大切な内容だからこれをもとにある意味、芦屋町に元気っていうふうな思いが強いものですから、あえてこれを一般質問の中で出しているわけです。ところが、例えば元気にするっていう形の元気っていうものが何の元気なのか、極端な話、住民の子育てを中心に芦屋町はやっていきますよ。それとも、高齢化社会に対応した形でこの5カ年を特化していきますよ。そういった一つの方向性によって、全然やり方が変わってくると思うんで、その辺の考えをちょっとお尋ねしたいんですが。なかなか言いづらいですかね。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今の2番の要旨ではなく、1番の続きということなんですか。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

いえいえ、2番のところに入れておりますけども、要はある程度いろんな推進本部とか基本構想のプロジェクトとかそんなことができるやつをある程度まとめて、そしてそれがすり合わせができるような体制づくりが必要じゃないだろうかという意味合いで言っております。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

とりあえず、すみません要旨の回答ということですね、生涯推進本部、行革関係を言われておりますので、そのあたりのちょっと説明をまずしたいと思います。

まず生涯学習推進本部ですが、平成21年3月に芦屋町生涯学習基本構想を策定し、生涯学習社会の実現に向けて各種事業を推進しております。生涯学習はその分野が多岐にわたるため、関係課間の連絡・調整・協力など行政内部の総合的調整、さらには住民ニーズを施策に反映していくことができる推進体制の整備が必要となります。そのため、基本構想に基づく推進計画を具体的かつ総合的に推進していくために、町長を本部長とする生涯学習推進本部を設置し、個別の事務事業についての行動計画を決定するなど各種施策を推進しています。また、内部の連絡調整では、生涯学習に特に関連の深い係長職によるワーキングチームを設置しているほか、施策の企画・立案・実施においても、アンケート調査の実施、住民や関係団体の意見・要望を反映するため、社会教育委員会での審議を経ております。

続きまして、行政改革推進委員会なんですが、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現のため、芦屋町の行政改革の推進に関する重要事項を調査する組織として、昭和60年の第1次行政改革以来、運営をされております。委員会は現在10人で、各種団体のほか、一般公募2名の体制で、第4次芦屋町行政大綱に基づく集中改革プランの進行管理などを行っております。

最後に、地域福祉計画の策定委員会ですが、同計画の目的は地域の様々な問題・課題を明らかにし、地域住民・福祉サービス事業所・行政などが一体となって問題・課題の解決に取り組み、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための理念と仕組みを定めるためのものがございます。策定担当者会議は、役場内の課・係担当者と社会福祉協議会担当者の組織でありまして、策定に関する調査等の検討、策定担当者会議と地域福祉計画推進委員会の構成メンバーで組織する分科会での検討成果、そういうものを計画素案として取りまとめ、推進委員会に報告するというものがございます。地域福祉計画推進委員会は、福祉関係者3人、学識経験者4人、住民代表8人う

ち公募2人の15人での構成で、分科会で抽出された現状や課題の整理、解決に向けての方策案、それを地域において推進していくための役割分担など、協議の場として機能しているものです。

これらを例えば一本化して取り組めば、経費削減になるのではないかと、またわかりやすいのではないかというお話でしたが、今説明したとおり法的なものを含め、目的が違うことが最大のポイントになると考えています。多様な住民ニーズに対応するためには、専門的な知識のみならず、現場の目線、さらにそれを実施する推進力など、各個別計画で細部にわたって計画内容を充実しなくてはなりません。実際問題、いろんな計画づくりでは、福祉に教育や医療、公共施設等の機能まで複雑に絡み合っているのが事実です。問題は縦割り行政の弊害とならないよう、横の連絡を十分とって、実施に当たって、より合理的にできないかという視点を、各計画の進行管理の中で、また町全体の各種計画とすり合わせながら検討していかなくてはならないと考えております。なお、国の法律に基づく計画策定の義務化や国の補助金等、財源を確保するために必要となる町営住宅や橋梁など、公共施設ごとの長寿命化計画などは、個別に対応しなければならないものですので、今後も国・県の動向を見ながら、芦屋町の現状や将来の方向性を見据えながら策定することが必要と考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今お聞きしながら、ちょっとまだよくわからないんですが、今年度につくっていかなければならない内容っていうのが、生涯学習の計画、それから地方創生の計画、後期基本計画、それから行政改革推進の内容も今年度ですよ。それ全部企画のみで事務をとりながらっていったら、結構大変じゃないかなと。だからある程度一つのところになって、これは特化した分だからこの内容についてはそこに持っていくとか、そういった何か合理的なものの考え方ができんものですか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

先ほどの説明が十分にできていなくて申しわけありません。

先ほど言いましたように、後期基本計画とまち・ひと・しごとですね。この事務局は企画ですが、各個別事業になりますので、それについては各所管でワーキングチームをつくりましますけど、案を練って、たたいてもらって、最終的には実施計画で全部ヒアリングするというので、そこでいけば企画がすべてチェックをするということですね。

先ほど言いました生涯学習推進本部は生涯学習課が所管ですので、当然、その毎年の事業推

進結果、それから翌年度に対する目標、このあたりは本部に報告があって、チェックをして、来年度じゃあどうするのかというところはチェックされますが、内容的には生涯学習課が中心となって各課にそういう生涯学習分野の計画をすべてチェックして報告するというので、事務局は生涯学習課になるということです。

行革はうちの総合政策係が事務局になってやります。これも集中改革プランに基づいて各課集中改革プランを上げております。44項目上げております。このチェックはうちがヒアリングの中でやるということで、事務局は企画で間違いありません。

それと福祉計画の関係ですけど、これ以外にも高齢者の分、児童それから障害者の関係。こういう計画は基本的には福祉課、健康・こども課が所管してますので、それについて企画が一応調整するという立場で中に入りますけど、基本的にはこういうのは特定の方々への関係が多いですので、やっぱり現場の声、それからそういう現場の目線ということで専門の課が特に多く入ってやっているとこなんので、ここについては企画は事務局の中に入って、どうのこうのというのは一切ありません。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

ある意味、仕事をやっていく中で、例えば感じる場所はね。一つの所管が変わっていくことによって、その所管の狙いがいわゆる、私はある意味、生涯学習っていうものも一つのまちづくり、いわゆる生きがい学習だけじゃないというふうに考えているものですから。そうするとそれも企画に全部すり合わせしながら、今、生涯学習の部分につきましても、いろんな形で職員の皆さん本当に力いっぱい頑張っていってほしいというのは理解できます。だけど、もっと効率的にやっていく必要があるのか。ある程度時間をつくってやること、時間がゆとりがね、また新たな例えば雇用の問題とかそういったものに力を振り向けられる。発想の転換とかね。そういったものにできるんじゃないかなと。特に創生事業っていうものは、芦屋自身に特化した内容になっていくという格好になると、いろんな関係団体等含めてそういったものを協議する格好になると思うので、いいものができることを期待していますけども、その辺がいわゆる方針っていうかね。方針だけがきちとあって、その手段っていうものがこれは各課にまたがっていくっていう形になっていくことが望ましいのかなというところで、私自身が出した次第です。この内容につきましては、今後やっぱり特化していく。最終的には芦屋町に元気をいかに引っ張り出していくのかというところが目標でしょうから、それに向けて今後頑張っていきたいなというふうに思います。

続きまして、2点目の公園等の管理についてということでございます。公園等施設の有効利用を図るため、その管理は適切に行われなくてはならないけれども、現状を見ると適切な管理が行われていないように感じます。そこで、次の施設についてどのように管理し、住民の有効利用がなされているかについてお尋ねさせていただきます。第1点目が城山公園、2点目が夏井ヶ浜はまゆう公園、3点目がみどりの広場というふうに上げさせていただいております。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

アの城山公園とイの夏井ヶ浜公園につきまして、管理しています地域づくり課のほうでお答えさせていただきます。

まず、アの城山公園につきましては、毎年、樹木管理業務委託を造園業者と契約を行って管理しております。業務内容は、高中低木の剪定、公園内の除草を年4回、清掃を年6回、消毒を年1回となっています。整備関係としましては、城山公園園路の老朽化に伴い、園路の改修及び転落防止柵の改修等を昨年度実施いたしました。また、崩落の危険性のある城山公園唐戸側急傾斜地を調査し、今後ののり面対策の実施の有無を決定します。なお、現在崩落の危険性がないことが判明していますが、のり面の下部で一部岩盤がむき出しになっている所は対策工事を実施していく予定です。住民の利用についてですが、桜の開花時にお花見の名所として地域住民から親しまれています。

続きまして、イの夏井ヶ浜はまゆう公園につきましては、社会福祉協議会の高齢者活用事業で公園内の草刈りと清掃をお願いしています。草刈りについては年4回、清掃については5月から10月の間は毎週1回、11月から4月の間は隔週1回の火曜日に実施しています。今後の整備方針として、夏井ヶ浜地域一体を一つのゾーンとして位置づけ、当該敷地から整備範囲を拡大し、本地域を観光拠点とし、観光客誘致に努めています。今議会で補正予算として計上している、はまゆう公園周辺整備工事もその一環です。住民の利用についてですが、夏井ヶ浜地区は、はまゆう自生地や響灘に面した海岸線など美しい自然に恵まれた景勝地として、平日でも多くの観光客が訪れています。また、地域住民のウォーキングコースとしても親しまれております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

生涯学習課からはウのみどりの広場の管理及び利用状況についてお答えいたします。

みどりの広場は総合運動公園内において、中央グラウンド横のエリアと総合体育館横のエリア

の二つのエリアがございます。広場の管理につきましては、総合運動公園内の一施設として業者委託による樹木管理及び町民体育祭前の除草、草刈りを実施し、そのほかの時期につきましては体育館職員が随時巡回を行い、二、三カ月に一度程度を目安に、適時草刈りを実施するなど、頻度に留意して広場の環境整備に努めております。

利用状況につきましては、平成21年度まで双方7月、8月の期間限定でキャンプ場として運営しておりましたが、これを見直し、22年度からは宿泊敷地としての利用を廃止しています。現在、中央グラウンド横の旧キャンプ場エリアにつきましては、福岡県植樹祭の際に植えられた桜などもあり、通常、閉鎖はせず、通年で散策や休憩、軽スポーツなどに利用できるようにしております。また、町民体育祭や大規模スポーツ事業等が行われる際の臨時駐車場としての利用も行っております。一方、総合体育館横のエリアにつきましては、炊事棟がございます。現在では、年末年始を除きまして、通年で日中にバーベキューなどができるよう利用していただいております。また、25年度には土俵を移設し、相撲教室や少年少女相撲大会の会場にもなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今一つのこれはある面でですね、例示っていう格好で三つの施設を挙げさせていただきました。やはり芦屋町っていうものは自然を生かしたところですね、ゆっくりできる公園っていうのが各所がございます。ところが今、城山のところの中でもですね、かなりの、いわゆる年4回、それから、草刈り等をやっている。そして、花見シーズンにもお客さんが来ていますよといったところですけども、住民のほうから見た時にはですね、「昔は、開花時期には夜桜を見物しながら本当に楽しめた公園だったんだけど、今とてもじゃないけどそういった対応もあってないね。」といったところで、これ実は以前にもですね、出したことがあります。話をね。

やっぱりせっかくある、山鹿兵藤時秀遠という遺跡のある立派な歴史資産ですから、それを公園として、そして、住民の方がゆっくりと楽しめるようなそういったところですね。やはり、業者っていうのもありますけども、ある意味、高齢者を活用した格好でやることによって、住民も楽しめる、雇用の場も創出されるといった形になろうかと思えます。あわせてみどりの広場、これは昭和63年度に青少年健全育成施設といったところでわざわざつくられた施設です。当時は、やっぱり、キャンプとか体験学習の場としてやっていたものが、いつの間にか庭木が裏にずっと来て、そしてある意味、草が伸び放題ということで、時期、時期のところ草刈りをされているっていうふうなところだと思いますけども。これも以前にですね、例えばポケットパークみ

たいにして、グラウンドゴルフっていうのがかなり浸透しているから、それに限る必要はないんですが、別の方向性でやることによって利用価値も生まれ、そして住民から見たところでですね、憩いの場が変わって行くんじゃないかというところで、一応例示したところですね。やはり、管理そのものっていうところの部分では、そう変わってないみたいだしっていうところで、今回予算のところは後で来たものですね、例示として出した、いわゆる夏井ヶ浜周辺については、釜の里を整備し、きちんとやっていくんだという意思が確認できました。

やはり、せっかくある資産っていうのは有効活用して、そして住民の方が楽しめる、特に高齢社会っていう格好であれば、そういった場所っていうのは散歩道として最高の場所だと思います。他町にはない歴史遺産を持ち、風光明媚な場所をですね、公園として選んでいるわけですから、そういったものの有効活用できるような管理っていう面をですね、その他のいわゆる公園も含めてやっていただくことによって、より何でしょうかね、芦屋町っていうのが、魅力を生かすといった形になってくるのではないかなというふうに思いますので。

最後になりますけども、いかがでしょう町長、そういった一つですね、住民皆さんが今ある施設っていうものの管理をきちんとやって、楽しめる場所としていくための独創的な一つの考え方っていうものをですね、考えられてみたらいかがかなと思うんですが。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

独創的な公園づくり、ちょっと私自身では思いつかないんですが。城山公園につきましてはですね、確かに刀根議員とあまり歳が変わらないんで、昔は夜桜っていうんですかね、電気をともして、皆さんがあそこに夜桜を見に行かれていました。しかし、これは時代の要請というか、何て言うのかな、花見に酒、ビールそういうのがつきもので、昔は酒屋さんが上まで持って行ったりしていましたよね。今そういう酒屋さんいないと。それよりも、上がって見るよりも今、平地に桜があるところに、きつい思いせんでいいというような形で、ほとんど花見は平地のほうに移って来ているというのが現状ではないかと思うんですよね。ただ言われたように歴史ある資産ですのでもそれなりの、やはり城山についてはやらなくてはいけないかなと感じておるわけでございます。それについてどういうふうにするかというのは、今後の課題ではないかと思っております。夏井ヶ浜公園につきましては今言ったとおりに進捗中でございますので、せっかく山田さんからいただいた町民のために使ってくれということで、山田さんにも随時担当が報告に行って、非常に期待されておるわけでありまして、みずから、自分が椿が好きだから、椿をぜひ寄贈したいという思いを述べられておるわけでありまして。

それからもう一つ、みどりの広場でございますが、これは今から総合体育館の老朽化の問題で、

それから病院の移転建てかえ問題も含めてですね、総合的にやらないとそこだけやって計画がやはり一体感を持たないといけないなと思っております。

公園については、やはり皆さんが本当に憩いの場と癒しの場となるような形で、公園整備しなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

本当にですね、前向きに考えておらっしゃるということであれですが、私も今回のところで創生事業っていうものがですね、力を入れて、そしてこれからの芦屋町をどう特化していくんだと、いったところで期待しておりますので、ぜひ力いっぱい頑張って、そして力のある芦屋町っていう格好に、再生に向けて頑張っていただければと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。なお、明日も一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 44 分散会
